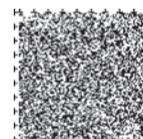


第2次函館市障がい者基本計画

(平成28年度～平成37年度)

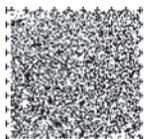
函 館 市



SPコードについて

この計画書には、各ページの右下または左下にSPコードを印刷しており、「視覚障害者用活字文書読上げ装置」で読み取ることにより、目の不自由な方が、計画書に記載された文章を音声で聞くことができます。

また、SPコードの横の切り込みは、コードの位置を知らせるものであり、表面と裏面のそれぞれにコードがついているため、切り込みも2つとなっています。



はじめに

函館市においては、平成18年2月に、障害者基本法に基づく第1次計画となる「函館市障がい者基本計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で共に暮らし、自分の能力を活かして平等に社会に参加できる環境づくりをめざして、総合的な取組みを進めてきたところであります。



また、国においては、「障がいの有無にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会」をめざし、障がい者の自立と社会参加の支援等を推進しているところであります。

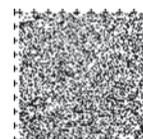
このたび策定しました「第2次函館市障がい者基本計画」は、平成28年度からの10か年を計画期間とし、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」を基本理念に、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らすことのできるまちの実現をめざし、障がい者施策の推進方向や取組みを取りまとめたものです。

今後は、この新たな計画のもと、きめ細やかな障がい者施策のさらなる推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様ならびに関係各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、この計画の策定に関し、貴重なご意見やご提言をいただきました函館市障がい者計画策定推進委員会の委員の皆様ならびに関係団体の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

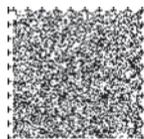
平成28年3月

函館市長 工藤 壽 樹

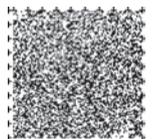


目次

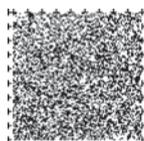
I 総論	1
第1 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 対象とする障がいのある人の範囲	2
第2 障がいのある人の状況	3
1 障がいのある人の現状	3
（1）身体障がい	3
（2）知的障がい	6
（3）精神障がい	8
（4）難病	11
2 障がいのある人を取り巻く環境等の変化	12
（1）社会福祉制度の変革	12
（2）社会全体の意識の変化	12
（3）教育体制の変化	13
（4）住み慣れた地域での生活へ向けた取組み	13
（5）バリアフリー社会へ向けた取組み	13
（6）情報・意思疎通方法の多様化	14



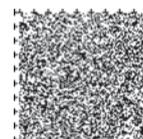
第3	計画の基本的考え方	15
1	計画の基本理念	15
2	計画の基本的な方向	15
3	施策の体系	16
II	分野別施策	17
第1	地域生活の支援体制の充実	17
1	生活支援	17
(1)	現状と課題	17
(2)	基本的な考え方	17
(3)	施策の推進方向と主要施策	18
ア	相談支援機能の充実	18
イ	日常生活支援体制の整備	19
ウ	重度化・高齢化への対応	20
エ	地域生活への移行の促進	21
オ	住居の確保	21
カ	各種障がいへの対応	22
キ	生活安定施策の推進	22
ク	サービスの質の向上	23
2	保健・医療	24
(1)	現状と課題	24
(2)	基本的な考え方	24
(3)	施策の推進方向と主要施策	25
ア	障がいの要因となる疾病等の予防対策と治療	25
イ	障がいのある人の保健・医療の充実	26



第2 自立と社会参加の促進	28
1 教育・育成.....	28
(1) 現状と課題.....	28
(2) 基本的な考え方.....	28
(3) 施策の推進方向と主要施策.....	29
ア 障がい児療育の充実.....	29
イ 学校教育の充実.....	30
2 雇用・就労.....	32
(1) 現状と課題.....	32
(2) 基本的な考え方.....	32
(3) 施策の推進方向と主要施策.....	33
ア 雇用の促進.....	33
イ 就労機会の拡大.....	34
ウ 職業訓練の充実.....	34
エ 福祉的就労の充実.....	35
3 社会参加.....	36
(1) 現状と課題.....	36
(2) 基本的な考え方.....	36
(3) 施策の推進方向と主要施策.....	37
ア 社会参加の促進.....	37
イ スポーツ・文化活動の推進.....	38
ウ 行事等への参加の促進.....	38



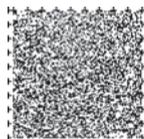
第3	バリアフリー社会の実現	40
1	権利擁護・理解の促進	40
(1)	現状と課題	40
(2)	基本的な考え方	40
(3)	施策の推進方向と主要施策	41
ア	権利擁護の推進と虐待防止	41
イ	成年後見制度等の充実	41
ウ	理解の促進	42
エ	心のバリアフリーの促進	42
オ	地域福祉活動の推進	43
2	生活環境	44
(1)	現状と課題	44
(2)	基本的な考え方	44
(3)	施策の推進方向と主要施策	45
ア	福祉のまちづくりの推進	45
イ	住まいの整備	45
ウ	移動・交通対策の推進	46
エ	防災・防犯対策の推進	47
3	情報・コミュニケーション	48
(1)	現状と課題	48
(2)	基本的な考え方	48
(3)	施策の推進方向と主要施策	49
ア	情報バリアフリーの推進	49
イ	コミュニケーションの推進	49



Ⅲ 計画の推進等	50
第 1 計画推進のための実施計画	50
第 2 計画の推進および管理	50
Ⅳ 資料編	51
○ ライフステージごとの障がいのある人を支える相談体制	51
○ 主要施策と個別事業（計画策定時）	52
○ 平成 27 年度 障がい児・者実態調査の概要	73
○ 計画策定の経過	89
○ 函館市障がい者計画策定推進委員会設置要綱	90
○ 函館市障がい者計画策定推進委員会委員名簿	91
○ 用語の解説	92

「障害者」の「害」の表記について

「害」は悪い意味で使われる文字であり、不快感があるとの意見もあることから、「障害者」に対する差別や偏見をなくする心のバリアフリーを推進し、ノーマライゼーションの理念の普及を図るため、法律や制度に用いられる場合を除いて、「障害」を「障がい」とひらがなで表記しています。



I 総論

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

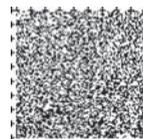
本市においては、昭和59年の「障害者に関する函館市行動計画」、平成4年の「障害者に関する当面の重点施策」、平成9年の「障害者に関する新函館市行動計画」、平成18年の「函館市障がい者基本計画（平成18年度～平成27年度）」により、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもとに「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまち」の実現をめざし、各種の障がい者施策を推進してきました。

この間、障がい者施策は大きく変化し、平成15年度には、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択する支援費制度が導入され、平成18年度の障害者自立支援法の施行により、これまで障がいの種別ごとに提供されていた障がい福祉サービス等が、その種別にかかわらず一元的に提供される仕組みに変わるとともに、利用者負担の見直しや国と地方の財政責任の明確化が図られました。

また、平成25年4月には、障害者自立支援法が改正され、障がい福祉サービス等の対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者などに対する支援の拡充を行うことを明記した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。

さらに、国においては、障害者基本法の改正をはじめ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定など国内法令の整備により、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准しました。

「第2次函館市障がい者基本計画」は、障がい児・者を対象として実施した実態調査により、障がいのある人やその家族などが抱えるニーズや意向などの把握に努め、国の「障害者基本計画」や北海道の「第2期北海道



障がい者基本計画」を踏まえつつ、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がい者施策の推進方向を示す計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定するもので、「函館市地域福祉計画」，「函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画」，「函館市子ども・子育て支援事業計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら、今後の障がい者施策の基本となる計画として位置づけられるものです。

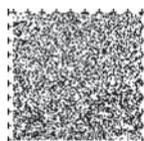
3 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10か年とします。

なお、社会情勢やニーズの変化、前期の事業の進捗状況などを踏まえ、中間年に後期の推進について検討します。

4 対象とする障がいのある人の範囲

この計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。



第2 障がいのある人の状況

1 障がいのある人の現状

(1) 身体障がい

身体障害者手帳交付者数は、平成27年度に13,488人となっており、平成19年度からほぼ横ばいで推移している一方で、本市の人口に占める割合は、平成19年度からの9年間で0.36ポイント増加しています。

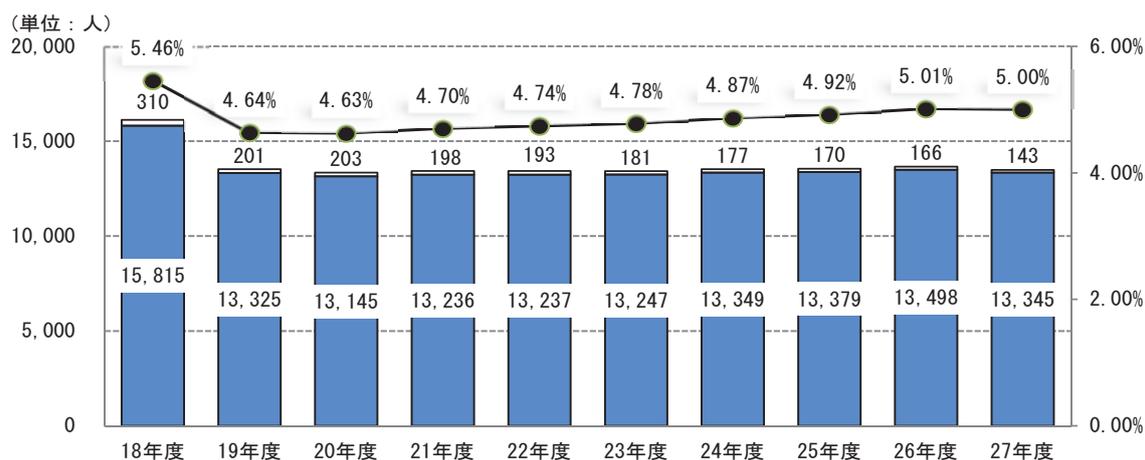
なお、転出などの必要な届出が行われていなかった方について、平成18年度に身体障害者手帳交付台帳の整理を行ったため、平成19年度を基軸として現状との比較分析を行いました。

18歳以上は、平成27年度13,345人と全体の98.9%を占めており、平成19年度の98.5%から0.4ポイント増加しています。

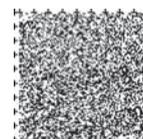
18歳未満は、平成27年度で143人であり、平成19年度から58人減少しています。

身体障害者手帳交付者数（18歳未満・18歳以上）および人口に占める割合

		(各年度4月1日現在 単位:人)									
区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
□	18歳未満	310	201	203	198	193	181	177	170	166	143
■	18歳以上	15,815	13,325	13,145	13,236	13,237	13,247	13,349	13,379	13,498	13,345
	計	16,125	13,526	13,348	13,434	13,430	13,428	13,526	13,549	13,664	13,488
	函館市の人口	295,388	291,581	288,434	285,701	283,301	280,845	277,831	275,263	272,530	269,628
●	人口に占める割合	5.46%	4.64%	4.63%	4.70%	4.74%	4.78%	4.87%	4.92%	5.01%	5.00%



資料：函館市保健福祉部



障がいの種類別では、平成27年度は、肢体不自由が最も多く、全体の56.0%を占め、次いで内部障がい、聴覚・平衡機能障がい、視覚障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいの順となっています。

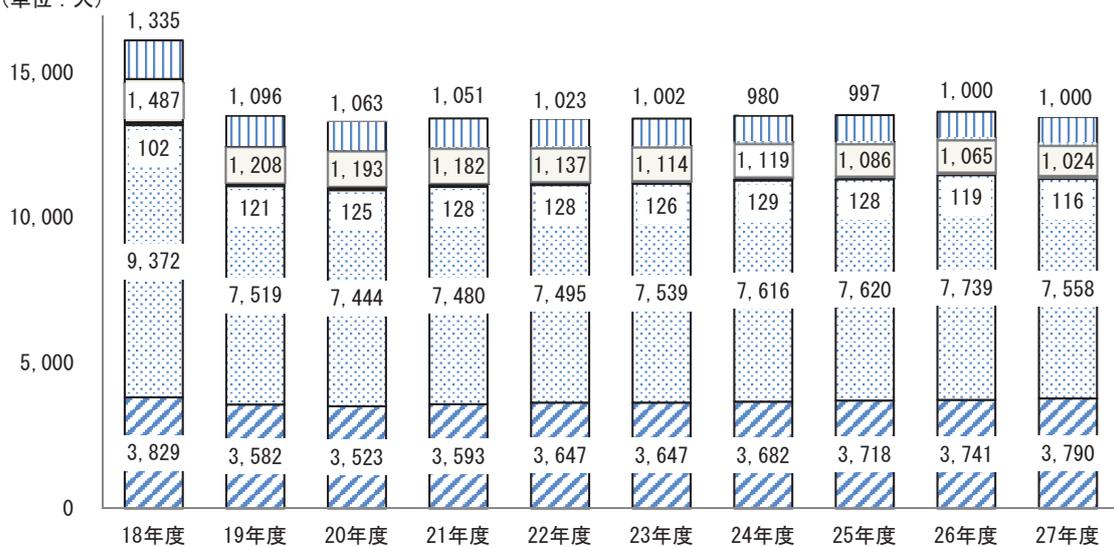
平成19年度からの推移を見ると、増加傾向にある障がいは、内部障がい208人増加、肢体不自由が39人増加となっており、減少傾向にある障がいは、聴覚・平衡機能障がい184人減少、視覚障がい96人減少、音声・言語・そしゃく機能障がい5人減少となっています。

身体障害者手帳交付者数（障がい種類別）

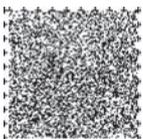
（各年度4月1日現在 単位：人）

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
視覚障がい	1,335	1,096	1,063	1,051	1,023	1,002	980	997	1,000	1,000
	8.3%	8.1%	8.0%	7.8%	7.6%	7.5%	7.2%	7.4%	7.3%	7.4%
聴覚・平衡機能障がい	1,487	1,208	1,193	1,182	1,137	1,114	1,119	1,086	1,065	1,024
	9.2%	8.9%	8.9%	8.8%	8.5%	8.3%	8.3%	8.0%	7.8%	7.6%
音声・言語・そしゃく機能障がい	102	121	125	128	128	126	129	128	119	116
	0.6%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%
肢体不自由	9,372	7,519	7,444	7,480	7,495	7,539	7,616	7,620	7,739	7,558
	58.1%	55.6%	55.8%	55.7%	55.8%	56.1%	56.3%	56.2%	56.6%	56.0%
内部障がい	3,829	3,582	3,523	3,593	3,647	3,647	3,682	3,718	3,741	3,790
	23.8%	26.5%	26.4%	26.7%	27.2%	27.2%	27.2%	27.4%	27.4%	28.1%
計	16,125	13,526	13,348	13,434	13,430	13,428	13,526	13,549	13,664	13,488

（単位：人）



資料：函館市保健福祉部



障がいの程度別では、平成27年度の全体に占める割合は、重度（1，2級）が46.3%，中度（3，4級）が43.1%，軽度（5，6級）が10.6%となっており、平成19年度と比較すると、重度が2.5ポイント減少，中度が3.3ポイント増加，軽度が0.8ポイント減少となっています。

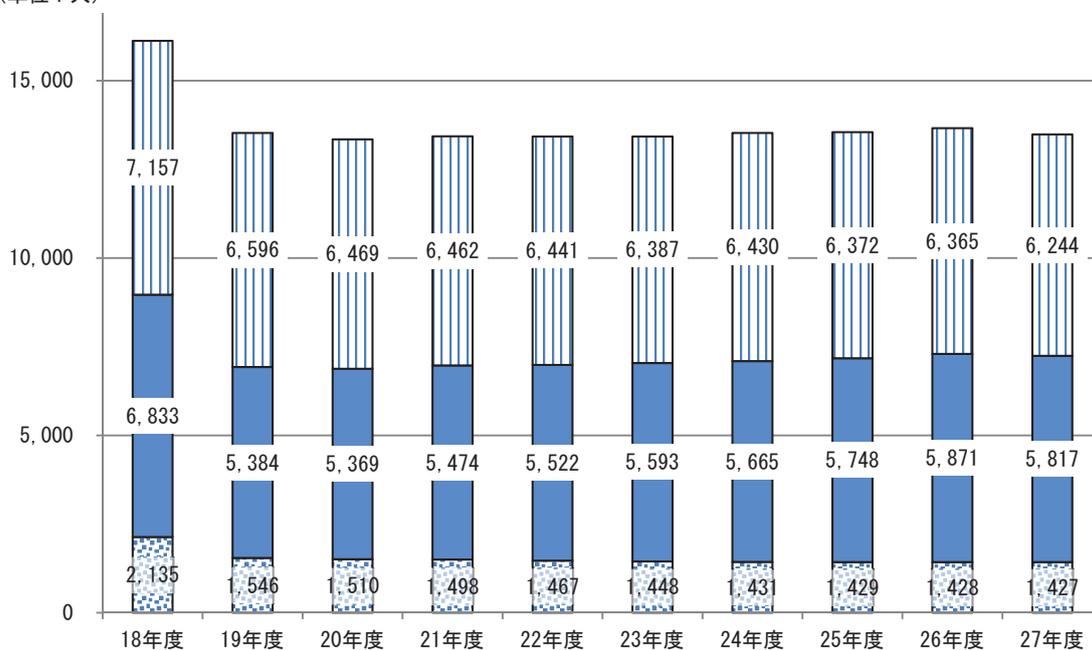
平成27年度の障がいの程度別の人数を平成19年度と比較すると，重度が325人減少，軽度が119人減少している一方で，中度が433人増加となっています。

身体障害者手帳交付者数（障がい程度別）

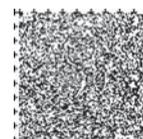
（各年度4月1日現在 単位：人）

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
重度 （1，2級）	7,157	6,596	6,469	6,462	6,441	6,387	6,430	6,372	6,365	6,244
	44.4%	48.8%	48.5%	48.1%	48.0%	47.6%	47.5%	47.0%	46.6%	46.3%
中度 （3，4級）	6,833	5,384	5,369	5,474	5,522	5,593	5,665	5,748	5,871	5,817
	42.4%	39.8%	40.2%	40.7%	41.1%	41.6%	41.9%	42.4%	43.0%	43.1%
軽度 （5，6級）	2,135	1,546	1,510	1,498	1,467	1,448	1,431	1,429	1,428	1,427
	13.2%	11.4%	11.3%	11.2%	10.9%	10.8%	10.6%	10.6%	10.4%	10.6%
計	16,125	13,526	13,348	13,434	13,430	13,428	13,526	13,549	13,664	13,488

（単位：人）



資料：函館市保健福祉部



(2) 知的障がい

療育手帳の交付者数は、平成27年度に2,615人となっており、平成19年度と比較すると、9年間で591人、1.29倍の増加となっています。本市の人口に占める割合は、0.97%となっており、平成19年度からの9年間で0.28ポイント増加しています。

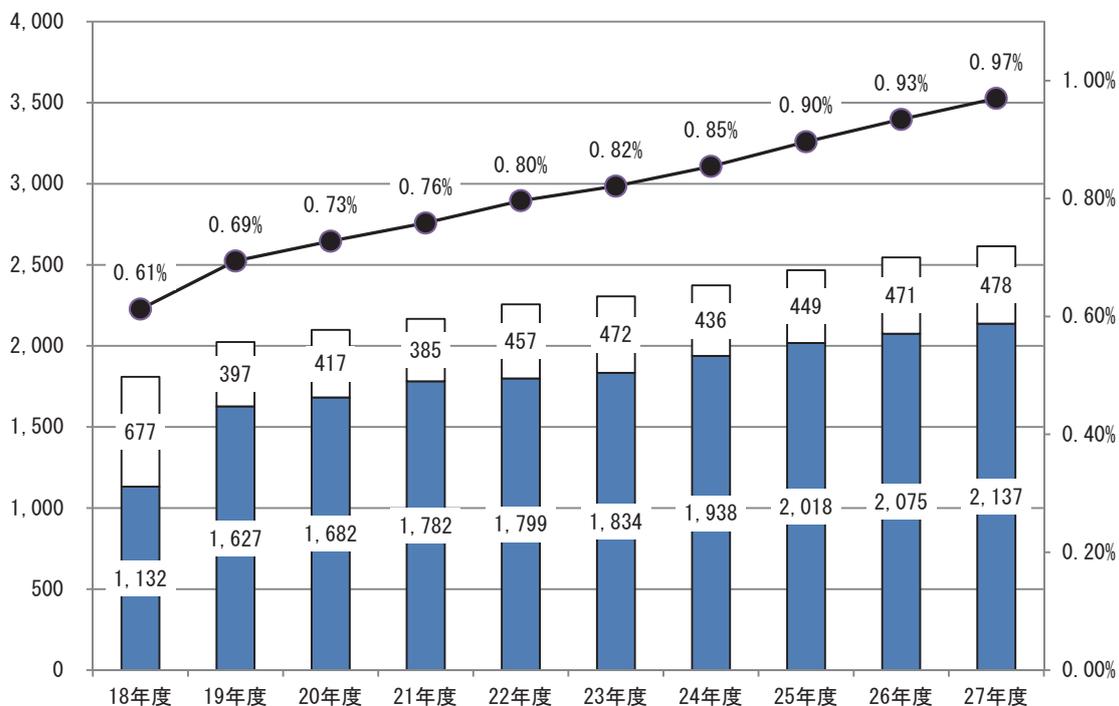
なお、平成18年度に療育手帳交付者数の整理を行ったため、平成19年度を基軸として現状との比較分析を行いました。

療育手帳交付者数（18歳未満・18歳以上）および人口に占める割合

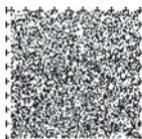
(各年度4月1日現在 単位:人)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
□ 18歳未満	677	397	417	385	457	472	436	449	471	478
■ 18歳以上	1,132	1,627	1,682	1,782	1,799	1,834	1,938	2,018	2,075	2,137
計	1,809	2,024	2,099	2,167	2,256	2,306	2,374	2,467	2,546	2,615
函館市の人口	295,388	291,581	288,434	285,701	283,301	280,845	277,831	275,263	272,530	269,628
● 人口に占める割合	0.61%	0.69%	0.73%	0.76%	0.80%	0.82%	0.85%	0.90%	0.93%	0.97%

(単位:人)



資料：函館市保健福祉部



障がいの程度別では、平成27年度と平成19年度の人数を比較すると、重度（A判定）が147人、中・軽度（B判定）が444人増加しています。

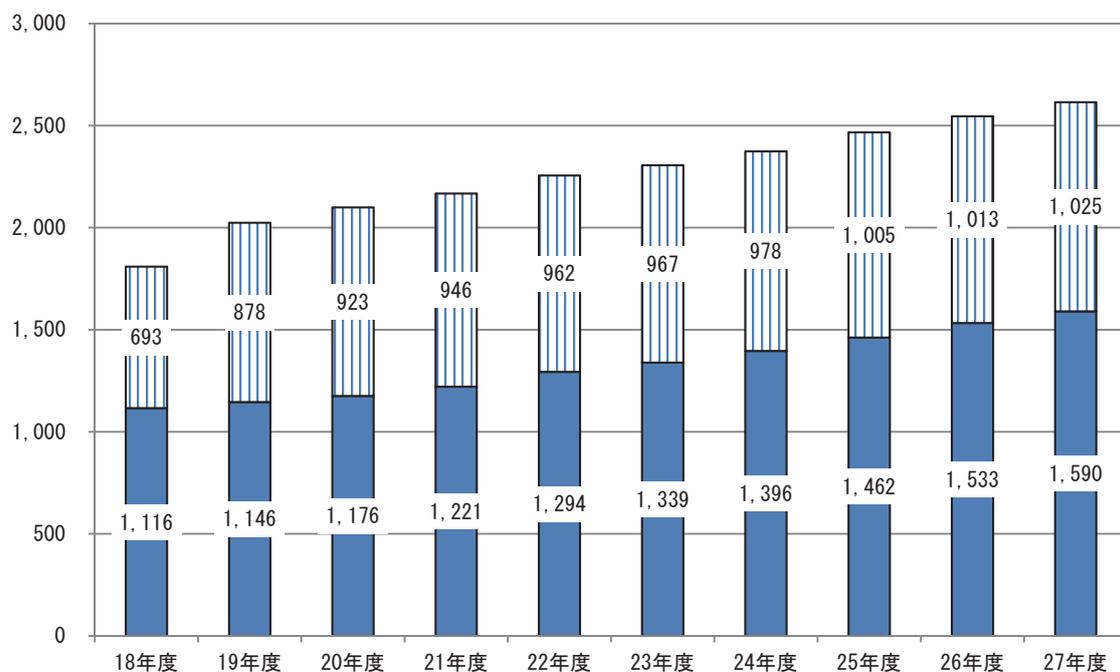
平成27年度では、中・軽度（B判定）は全体の60.8%を占めており、平成19年度からの推移を見ると緩やかな増加傾向にあります。

療育手帳交付者数（障がい程度別）

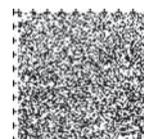
(各年度4月1日現在 単位:人)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
■ 重度	693	878	923	946	962	967	978	1,005	1,013	1,025
	38.3%	43.4%	44.0%	43.7%	42.6%	41.9%	41.2%	40.7%	39.8%	39.2%
■ 中度・軽度	1,116	1,146	1,176	1,221	1,294	1,339	1,396	1,462	1,533	1,590
	61.7%	56.6%	56.0%	56.3%	57.4%	58.1%	58.8%	59.3%	60.2%	60.8%
計	1,809	2,024	2,099	2,167	2,256	2,306	2,374	2,467	2,546	2,615

(単位:人)



資料：函館市保健福祉部



(3) 精神障がい

障害者総合支援法の自立支援医療（精神通院）の受給者は、平成27年度に5,018人となっており、平成20年度から7年間で1,118人増加し、1.29倍になっています。

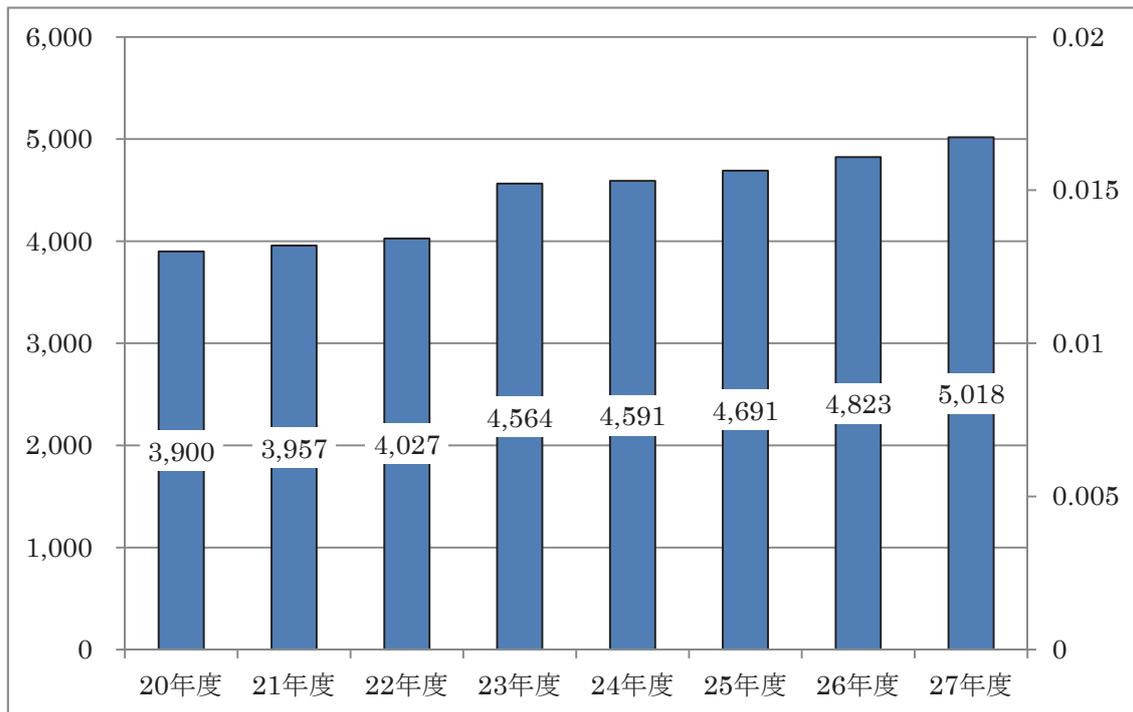
なお、障害者自立支援法は平成18年4月に施行されましたが、当初は旧法との混在があったため、その影響が無くなった、平成20年度を基軸として現状との比較分析を行いました。

自立支援医療（精神通院）受給者数

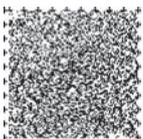
(各年度4月1日現在 単位:人)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
■ 精神通院医療受給者数	3,900	3,957	4,027	4,564	4,591	4,691	4,823	5,018

(単位:人)



資料：函館市保健福祉部



精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、平成27年度に2,410人となっており、平成18年度と比較すると、1,135人増加し、1.89倍になっています。

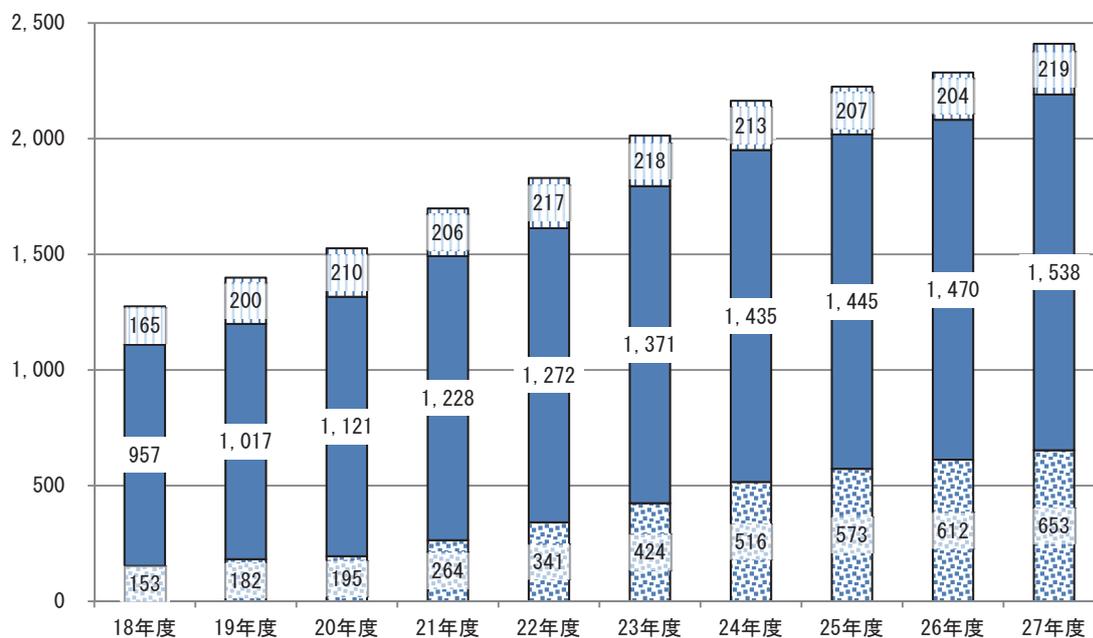
障がいの程度別では、平成27年度は1級が219人、2級が1,538人、3級が653人となっており、平成18年度と比較すると、1級が54人多く1.33倍、2級は581人多く1.61倍となっており、3級では500人多く4.27倍と大幅に増加しています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数（障がい程度別）

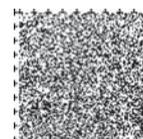
(各年度4月1日現在 単位:人)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1級	165 12.9%	200 14.3%	210 13.8%	206 12.1%	217 11.9%	218 10.8%	213 9.8%	207 9.3%	204 8.9%	219 9.1%
2級	957 75.1%	1,017 72.7%	1,121 73.4%	1,228 72.3%	1,272 69.5%	1,371 68.1%	1,435 66.3%	1,445 64.9%	1,470 64.3%	1,538 63.8%
3級	153 12.0%	182 13.0%	195 12.8%	264 15.6%	341 18.6%	424 21.1%	516 23.9%	573 25.8%	612 26.8%	653 27.1%
計	1,275	1,399	1,526	1,698	1,830	2,013	2,164	2,225	2,286	2,410

(単位:人)



資料：函館市保健福祉部

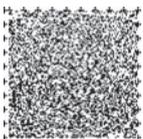


自閉症スペクトラム（ASD）、学習障がい（LD）や注意欠如・多動性障がい（ADHD）などの発達障がいについては、精神障がいに含まれていますが、正確な人数など、実態の把握が困難な状況にあります。

平成24年2月に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合が6.5%程度存在する可能性があるとの推定値が報告されており、教育機関、医療機関、各種相談窓口、北海道の発達障害者支援センターなどとの連携を図りながら、実態の把握に努めていく必要があります。

高次脳機能障がいについては、精神障がいに含まれており、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

高次脳機能障がいは、外見上の障がいが目立たないことや本人に自覚がないことも多いため「見えない障がい」と言われ、十分な理解が得られていない実態があり、正確な数を把握できていないのが現状となっています。



(4) 難病

難病は、原因が不明で治療方法が未確立であり、かつ、慢性化・長期化するために精神的・経済的負担が大きいものとなっています。

そのため、平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、国または北海道の指定する難病に罹患しており、その病状の程度が認定基準に該当するとき、または高額な医療の継続が必要と認められる場合に、患者の負担軽減を図るため医療費等の自己負担分の全額または一部を公費負担しています。実施主体は北海道で、保健所が申請手続きの窓口となっています。

また、本市における特定医療費（指定難病）医療受給者証および特定疾患医療受給者証の交付者数は、平成26年度で2,341人となっています。

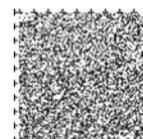
特定医療費（指定難病）医療受給者証等の交付者数

(平成26年度末現在 単位：人)

		交付者数
特定医療費（指定難病）医療受給者証（110疾病）※		1,861
特定疾患医療受給者証	国指定（2疾患）	9
	道指定（5疾患）	471
合 計		2,341

※平成27年7月から、特定医療費の指定難病は306疾病となっている。

資料：函館市保健福祉部



2 障がいのある人を取り巻く環境等の変化

(1) 社会福祉制度の変革

平成18年度に障害者自立支援法が施行され、障がいの種別にかかわらず、必要なサービスが一元的に提供される仕組みに変わるとともに、利用者本位のサービス体系に再編されました。

また、平成25年度には障害者総合支援法が施行され、共生社会の実現に向けて、障がい福祉サービス等の充実など障がいのある人の日常生活および社会生活を総合的に支援することを目的とするほか、障がい者の範囲に新たに難病等を追加し、制度の谷間のない支援を提供するなど体制の整備が図られました。

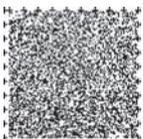
さらに、平成23年6月に障害者虐待防止法が制定（平成24年10月施行）されるとともに、平成25年6月には障害者差別解消法が制定（平成28年4月施行）され、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。

(2) 社会全体の意識の変化

障がいのある人もない人も共に生活する「ノーマライゼーションの理念」や「リハビリテーションの理念」が徐々に浸透してきており、障がいのある人の自立や社会参加の意識も高まってきています。

このような動きのなかにあっても、社会全体には、依然として障がいのある人や障がいに対する理解の不足、誤解や偏見などが存在し、障がいのある人の自立や社会参加を阻む社会的障壁を生む要因ともなっています。

こうした社会的障壁を取り除くため、障がいに対する一層の理解や啓発、地域交流などを促進する必要があります。



(3) 教育体制の変化

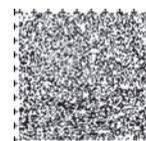
平成19年4月に学校教育法等の一部を改正する法律が施行されて以来、各自治体、各学校においては、障がいのある児童生徒や教育上特別な配慮が必要な児童生徒に対して、就学指導や学校における適切な支援の推進など、具体的な対応が進められてきましたが、特別支援学級に在籍する児童生徒が増加するなど、これまで以上に、校内支援体制や関係機関との連携の強化など、特別支援教育の体制整備の充実が求められています。

(4) 住み慣れた地域での生活へ向けた取組み

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らしたいと多くの方が願っています。障がいのある人の自己決定を尊重し、自分らしく安心して暮らすことができるよう、一人ひとりのニーズに沿った、地域生活への支援体制の充実に向けての取組みが求められています。

(5) バリアフリー社会へ向けた取組み

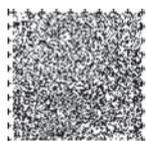
すべての人が暮らしやすいまちづくりや、各種サービスに関する情報の提供、社会参加の促進などの様々な取組みを通じて、施設や道路などの整備、ユニバーサルデザインの商品開発など物理的なバリアフリー化の一層の促進や、障がいの有無にかかわらず、共に地域で生活していく共生社会の実現に向けて、お互いの人格と個性を尊重し、理解を深める心のバリアフリー化の促進が求められています。



(6) 情報・意思疎通方法の多様化

インターネットなどのITの急速な普及により、紙媒体やラジオ・テレビなどの既存の情報媒体に加え、より様々な情報を障がいのある人も、自由に入手できるようになった一方で、提供者側の情報提供不足や、提供方法の煩雑さから情報が入手しづらいなどの問題もあり、障がいのある人が求める情報を手軽に入手できる情報提供のあり方が求められています。

また、意思の疎通方法も、電子メールなどの普及とともに、通信機器の音声を文章化する機能や文章を音読する機能などの技術の進歩もあり、障がいのある人のより快適なコミュニケーションの手段としてこれらの技術が活用されていくことで、就労、社会参加、地域交流の機会の拡大が期待されています。



第3 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

この計画は、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らす共生社会の実現のため、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」をめざします。

2 計画の基本的な方向

(1) 地域生活の支援体制の充実

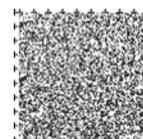
障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送るため、一人ひとりの障がいの特性などに応じた保健、医療、福祉サービスの提供体制や、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援体制の充実を図ります。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が、社会の一員として自分らしく生きがいを持って暮らし、個性と能力を十分発揮し、自己実現をめざすことができるよう、障がいなどの早期発見、早期療育の支援体制や、ライフステージや障がいの状況に応じた様々な支援体制の充実に努めます。

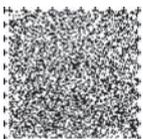
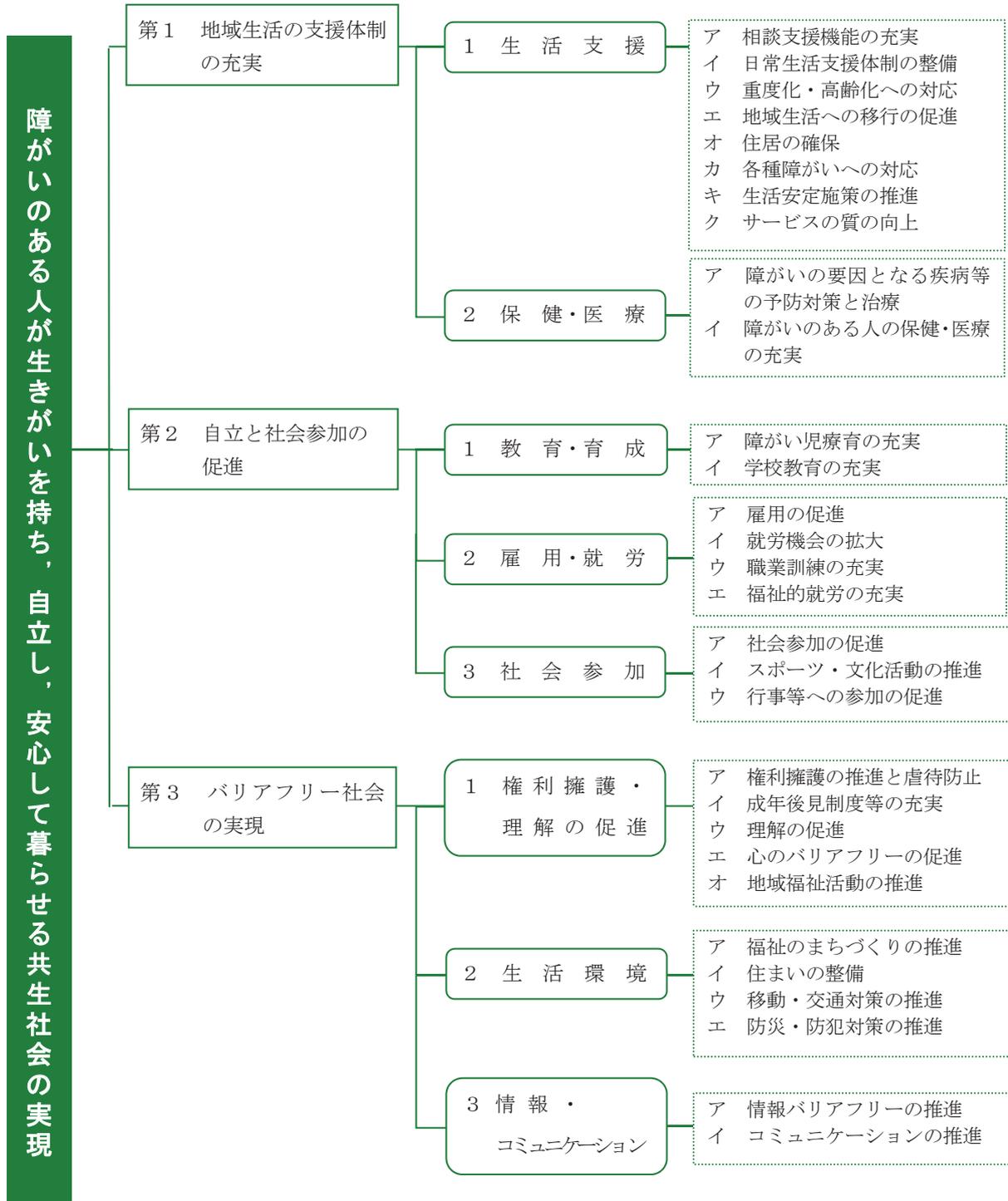
(3) バリアフリー社会の実現

障がいの有無にかかわらず、共に支え合う社会の実現をめざし、社会的障壁を取り除き、障がいや病気に対する理解を深めるための普及・啓発や障がいの特性に応じた支援体制の充実に努めるとともに、障がいのある人への差別や虐待をなくすための権利擁護の充実に向けた取組みを推進します。



3 施策の体系

【基本理念】 【基本的な方向】 【施策区分】 【施策の推進方向】



II 分野別施策

第1 地域生活の支援体制の充実

1 生活支援

(1) 現状と課題

実態調査では、在宅で暮らしている障がいのある人のうち、半数以上が親や配偶者と同居しており、日常生活において介護が必要な人のうち、約5割程度が親や配偶者の介護を受けています。

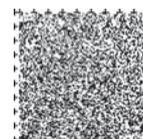
また、身体障がいや精神障がいのある人、難病患者の約8割以上および知的障がいのある人の約5割以上が将来は在宅での生活を希望しており、全体の約4割が将来の家計や病気の事などについて不安を感じています。

今後の障がい者施策については、地域生活への移行に重点をおいて、障がいのある人の、障がいや病気の状態および日常生活の状況などに応じた、福祉サービスなどの情報提供やきめ細やかな相談および支援体制などの充実が求められています。

このため、障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で、自分らしい生活を送るため、一人ひとりのニーズなどに沿った保健、医療、福祉などのサービスの提供や相談および支援体制の整備を図るとともに、障がい福祉サービス等の量的・質的な充実が必要です。

(2) 基本的な考え方

障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で安心して暮らすため、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援を行い、いつでも必要とするサービスを選択できるよう、関係機関との連携を図りながら、サービスの量的確保および障がい福祉サービス事業者への指導などによるサービスの質の向上に努めます。



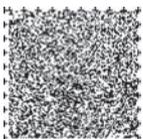
(3) 施策の推進方向と主要施策

ア 相談支援機能の充実

〈主要施策〉

(7) 相談支援体制の充実

- 障がいのある人やその家族などからの多様化・専門化している相談にきめ細やかな対応ができるよう，職員の資質の向上に努めるほか，地域における身近な存在として相談活動などを行っている身体障害者相談員，知的障害者相談員，民生委員・児童委員や在宅福祉委員などに対して，情報提供や研修機会の充実を図ります。
- 自立支援協議会において，地域の課題の共有化や対応についての検討および困難事例への対応のあり方などについて協議し，地域の障がい福祉に関するシステムづくりに努めます。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う，基幹相談支援センターの支援体制の強化を図り，障がいのある人の日常生活を支援するため，総合的・専門的な相談支援の実施や地域生活を支えるための体制整備など，地域のネットワークづくりに取り組みます。
- 障がいのある人の地域生活などを支援するため，様々な障がいの特性や生活環境などに配慮した情報提供や福祉サービスの利用支援などに努めるとともに，基幹相談支援センター，障害者相談支援センター，自立支援協議会，発達障害者支援センター，障害者就業・生活支援センターなどの関係機関との連携を図り，相談支援体制の充実に努めます。



イ 日常生活支援体制の整備

〈主要施策〉

(ア) 障がい福祉サービス等の提供基盤の整備

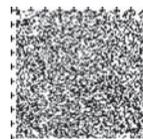
- 障がいのある人が、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、障がい福祉サービス等の提供基盤の整備や、サービス内容などの充実に努めるとともに、障がいのある人の在宅生活を支えている家族などへの支援として、介護負担の軽減や緊急時の受け入れ体制の充実に図ります。
- 地域生活への移行が困難な障がいのある人に対しては、施設入所支援等の適切なサービスの提供を継続します。

(イ) 地域生活支援事業の充実

- 障がいのある人が、生きがいを持ち、自立し、地域で暮らすことができるよう、障がいの特性やニーズに配慮した地域生活支援事業など、支援体制の充実に図ります。

(ウ) 福祉コミュニティエリアの整備

- 日吉4丁目市営住宅団地跡地等に、子どもからお年寄りまで、障がいの有無にかかわらず、安全で安心して快適に暮らし続けられる住まいをはじめ、在宅の障がいのある人や高齢者などを支援する共生型サービスなどの各種サービスを提供する事業所などを整備するとともに、ふれあいや生きがいを持って共に支え合う地域コミュニティを形成することにより、だれもが生涯にわたって活躍し、地域福祉が実践されるモデル的なエリアとして、新たなまちづくりをめざします。



(I) 補装具・日常生活用具の有効活用

- 障がいのある人や家族などの負担の軽減や，日常生活の利便性などが図られるよう，制度の周知に努めるとともに，福祉用具に関する相談および適正な支給を行います。

ウ 重度化・高齢化への対応

〈主要施策〉

(7) 家族等に対する支援体制の充実

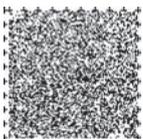
- 家族などの不安や悩みおよび介護負担の軽減のため，障がいのある人の重度化・高齢化などへの対応や，家族などの身体的，精神的な状況に配慮した障がい福祉サービス等を提供するとともに，関係機関との連携を図り，家族などへの支援体制の充実に努めます。

(4) 重度の障がいのある人に対する支援体制の整備

- 重度または重複障がいのある人や，医療的なケアを必要とする障がいのある人への支援が可能な障がい福祉サービス等の基盤整備など，支援体制の充実に努めます。

(ウ) 一時支援体制の整備

- 障がいのある人を介護する家族等のレスパイト支援や就労支援などのため，関係機関との連携を深め，障がい福祉サービス等の支援体制の整備に努めます。



エ 地域生活への移行の促進

〈主要施策〉

(7) 地域生活への移行の支援

- 障害者支援施設等に入所している障がいのある人や、精神科のある医療機関に入院している精神障がいのある人および自立した生活を希望している障がいのある人などの、地域移行や地域生活に向けた相談および居住の場や日中活動の場などの整備に努めます。

(4) 地域生活への定着の支援

- 居宅に単身で生活している障がいのある人などが、自立し、安心して暮らせるよう、地域生活を支える在宅サービスの提供体制および相談支援体制の充実を図ります。

オ 住居の確保

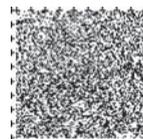
〈主要施策〉

(7) グループホーム等の整備

- 障がいのある人が自立し、安心して、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、障害者支援施設や医療機関などからの地域移行を促進するため、グループホーム等の整備を推進します。

(4) 公営住宅等の整備

- 公営住宅における、障がいのある人や高齢者の優先入居の支援を充実させるとともに、障がいのある人などに対応し、バリアフリーに配慮した公営住宅の整備を推進します。



(ウ) 住宅入居支援策の推進

- 障がいのある人の地域移行が進み、安全に安心して暮らし続けることができるよう、住宅の確保のための調整や、地域生活などに関する相談および支援の充実に努めます。

カ 各種障がいへの対応

〈主要施策〉

(7) 障がいのある人への支援の充実

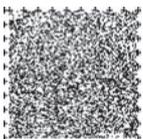
- 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）のある人や難病患者およびその家族などに対して、障がいの特性や病気などに応じた相談および支援の充実に努めます。

キ 生活安定施策の推進

〈主要施策〉

(7) 経済的支援の充実

- 障がいのある人が経済的に自立し、安定した生活を営むことができるよう、障がい者の年金や手当制度などについて周知を図るほか、安心して治療を受けることができるよう、医療費の助成に努めます。



ク サービスの質の向上

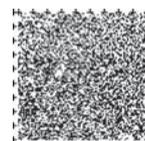
〈主要施策〉

(7) 各種研修の充実等

- 障がいの特性や地域の実情に応じた相談支援やサービス利用に向けた支援が提供されるよう、相談支援従事者などの研修機会の充実や人材育成に努めます。
- 適切なサービスの提供やサービスの質の向上を図るため、市の福祉サービス苦情処理制度など、苦情解決の仕組みの周知および充実を図ります。

(4) 事業所の適切な事業展開の促進

- 障がい福祉サービス事業所等に対して、サービスなどの質の向上の確保や、自立支援給付などの支給の適正化を図るため、適切な運営や利用者支援への指導・助言を行います。



2 保健・医療

(1) 現状と課題

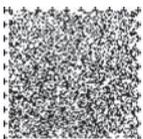
実態調査では、障がいのある人のうち、定期的な通院が必要な人は、約8割を超えており、将来の不安や心配ごとは、病気に関することが一番多かったことから、医療体制の充実と医療費の負担の軽減が求められています。

このため、各種健診や相談などを実施し、障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療の充実を図るとともに、障がいを軽減するリハビリテーションや治療などの充実が必要です。

また、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）のある人や難病患者の地域生活の充実のため、適切な保健・医療・福祉サービスなど、関係機関の連携による相談および支援体制の整備や、ひきこもりへの支援および自殺予防対策の取組みが必要です。

(2) 基本的な考え方

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適切な保健・医療・リハビリテーションなどの充実のほか、障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見、治療や健康を維持するための取組みを推進します。



(3) 施策の推進方向と主要施策

ア 障がいの要因となる疾病等の予防対策と治療

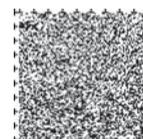
〈主要施策〉

(7) 母子保健対策の推進

- 障がいの要因となる疾病等を予防するため、妊娠・出産・乳幼児期にわたり、健康相談や保健指導を実施するほか、妊婦の健康管理のための妊婦健診や乳幼児の発育・発達の遅れを早期に発見するための乳幼児健診などの充実を図るとともに、疾病や発育・発達の遅れなどが疑われる子どもに対して、医療機関などと連携し、疾病や障がいなどの早期発見および治療、早期療育に努めます。
- 妊娠・出産に関する安全の確保と子どもの健全育成のため、周産期母子医療センターとの定期連絡会などを通じて連携を強化します。
- 子どもや保護者などが、思春期の心と身体の発達に関する理解を深めるため、講演会や健康教育を実施するほか、保健、医療、福祉、教育などの関係者の連携をすすめ、思春期の子どもの健康づくりを支援します。

(4) 生涯を通じた疾病予防対策の充実

- 心身ともに健やかに生活できるよう、「健康はこだて21」に基づき、生活習慣の改善および社会環境の整備により、次世代から高齢期までのライフステージごとの健康づくりを推進します。
- うつ病や依存症など、こころの健康に関する相談および支援体制の充実を図るほか、こころの健康づくり、自殺予防などに関する情報の提供や知識の普及・啓発に努めます。



(ウ) 青・壮年期からの疾病の早期発見・早期治療対策の推進

- 生活習慣病を未然に防ぎ、疾病の早期発見、早期治療のため、各種健康診査、健康教育および健康相談など、健康管理に関する正しい知識の普及を図り、保健事業を総合的に推進します。

イ 障がいのある人の保健・医療の充実

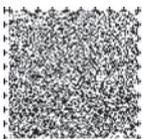
〈主要施策〉

(7) 難病対策の充実

- 難病患者やその家族などが抱える日常生活上および療養上の不安を緩和し、介護負担を軽減するなど、難病患者の安定した在宅療養生活と生活の質の確保を図るため、難病専門医などによる訪問指導や、きめ細やかな相談支援体制の充実を図るとともに、療養に必要な知識や交流を深めることができる研修会の開催などにより、在宅療養支援の充実に努めます。

(4) 精神障がい者施策の充実

- 精神障がいのある人や家族などに対する相談支援体制の充実を図るとともに、精神疾患に対する正しい知識や情報の普及・啓発のため、講演会やセミナー等を開催するなど、精神保健事業の充実を図ります。
- 精神障がいのある人の人権に配慮した地域移行、地域生活を支援するため、グループホーム等の住まいの場や就労継続支援事業所等の日中活動の場の確保、自発的活動支援など、総合的な取り組みを推進します。
- 発達障がいや高次脳機能障がいのある人およびその家族などが、適切な支援を受けられるよう、関係機関などと連携し、相談支援体制の整備に努めます。



(ウ) リハビリテーション医療体制の整備

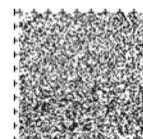
- 障がいの程度や病気の状態を踏まえて、ライフステージを通じ一貫して適切なリハビリテーションが提供できるよう、保健、医療、福祉などの関係機関と連携して支援体制の整備に努めます。
- 障がいのある子どもの身体や精神の状況、その子の日常生活などの環境に応じた相談支援や適切かつ効果的な指導、訓練、治療などの支援体制の充実を図るとともに、発達障がいのある子どもの診断体制の整備および充実を図ります。

(イ) 口腔保健・歯科医療体制の整備

- 日常の口腔清掃（歯みがき）が困難な場合や食生活が偏ると、むし歯や歯周病を発生しやすくなるため、それらを予防し、歯と口の健康を保つことはQOL（生活の質）の向上において重要であることから、口腔保健センターでは、口腔保健の啓発に努めるとともに、障がいのある人への口腔保健衛生および歯科医療体制の確保を図ります。

(オ) 医療給付等の充実

- 医療を必要とする障がいのある人などが、安心して適切な医療を受けることができるよう、各種医療費の助成に努めるとともに、障がいの軽減などのために必要な自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院医療）の支給を行い、その充実を国に要望します。
- 未熟児の健全育成のため、入院が必要な子どもに対する医療費の給付を行います。
- 小児慢性特定疾病を発症した子どもなどに対する医療費の助成のほか、関係機関との連携を図り、相談支援などの充実を図ります。



第2 自立と社会参加の促進

1 教育・育成

(1) 現状と課題

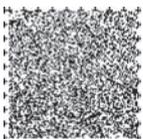
障がいのある子どもの数は増加傾向にあり、障がいの重複化・多様化や保護者の生活状況の現状を踏まえ、障がいのある子ども一人ひとりの実情に応じた支援が必要であるほか、日常生活の充実、保護者のレスパイトや就労などの支援のため、放課後等の居場所の確保なども求められています。

また、障がいのある子どもに対しては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、できるだけ早期に障がいを発見し、その障がいに応じた適切な治療と療育を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが可能となることから、適切な療育を受けられるような支援が必要です。

さらに、障がいのある子どもの社会的な自立をめざし、個々のニーズに確実に応えるため、特別支援教育推進の体制づくりなどにより、地域の学校や支援学校、関係機関などの緊密な連携を図りながら、子ども一人ひとりの特性に応じて、自己の持つ能力や可能性を伸ばす適切な教育的な配慮が必要です。

(2) 基本的な考え方

支援を要する障がいのある子どもや教育上特別な配慮を要する子どもが、身近な地域において、その能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な療育や教育が受けられるよう、様々な取組みなどの情報提供に努めるとともに、障がいに応じた療育や教育体制の充実を図ります。



(3) 施策の推進方向と主要施策

ア 障がい児療育の充実

〈主要施策〉

(ア) 保健，医療，福祉，教育の連携

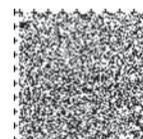
- 発達の遅れや障がいのある子どもや，慢性的な疾病を抱える子どもが，身近な地域において療育などの支援を受けることができるよう，保健，医療，療育機関や児童相談所，学校などの関係機関との連携を強化します。

(イ) 療育体制の充実

- 障がいのある子どもや，慢性的な疾病を抱える子どもへの個々のニーズに応じた支援の充実のため，相談，療育，教育などの関係機関との連携を図るなど，早期療育支援体制の充実に努めます。

(ウ) 障がい児保育の充実

- 保育所などにおける，障がいのある子どもの受け入れ体制を整備するとともに，交流を重視した保育の実施などにより，成長発達を促進する障がい児保育の充実に努めます。
- 障がい児保育に携わる保育士などの専門性向上のため，研修会などの充実に努めます。



イ 学校教育の充実

〈主要施策〉

(7) 教育相談・指導体制の整備

- 障がいや発達の遅れの状況に応じて、子どもと保護者の心に寄り添った個別の相談により、不安や悩みの軽減に努めるとともに、教育、保健、福祉、医療などの関係機関との連携により、特別支援教育推進体制の充実を図ります。

(4) 教育内容の充実

- 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応えるため、自立と社会参加を見据えた指導方法の工夫や、特別支援教育支援員の配置などにより、効果的な指導や支援の実現に努めます。

(ウ) 障がいの特性に配慮した教育の充実

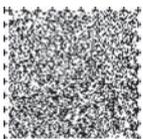
- 障がいのある子どもに対して、その一人ひとりの障がいの特性や教育的ニーズを把握し、その子どもの持てる力を高めるよう支援の充実に努めます。

(I) 職員研修の充実

- 対象となる子ども一人ひとりのニーズの多様化への対応、通常の学級の運営の専門性の向上および特別支援学級担当職員の障がいの特性の理解や実践的な指導、支援の技術の向上を図ります。

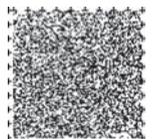
(オ) 学校外活動の推進

- 障がいのある子どもの、余暇活動の充実や居場所づくりとして、ボランティアなどと交流し、活動できる体験の場と機会の確保に努めます。



(カ) 施設のバリアフリー化の促進

- 障がいのある子どもの、円滑な学習および活動を支援するため、機器・設備の整備および充実に努めます。



2 雇用・就労

(1) 現状と課題

実態調査では、仕事をしている人は約24%となっており、そのうち45%は、一般就労ではなく就労移行支援事業所等における福祉的就労となっています。

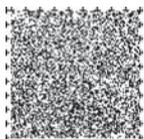
また、障がいのある人が就労するため、希望する職場環境については、障がいの特性や病気などにあつた勤務形態であることのほか、雇用主やその周りの人々の障がいへの理解が必要であるという意見が、多く寄せられています。

障がいのある人の職業を通じての自立は、働く権利、自己表現、社会への貢献、生きがいを持つという観点からも重要であるため、障がいのある人の一般就労への支援に取り組むほか、障がいの特性や病気などから一般就労が難しい場合もあることから、多様な就労の場の確保として福祉的就労の場を整備することや、工賃の向上をめざすため、障がい福祉サービス事業所等の授産製品などの認知および販路の拡大などへの取り組みが求められています。

また、障がいのある人が、経済的に自立し、生きがいを持ち、地域で暮らすため、事業主や市民の、障がいや障がいのある人の雇用についての理解の普及・啓発や、就労支援にかかる施策の推進が必要です。

(2) 基本的な考え方

障がいのある人が社会の一員として、地域で経済的に自立し、障がいの特性や本人の適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、企業などにおける障がい者雇用の促進や福祉的就労の充実を図ります。



(3) 施策の推進方向と主要施策

ア 雇用の促進

〈主要施策〉

(ア) 障がいのある人の雇用の啓発

- 障がいのある人の雇用について、事業主や市民に対して、理解促進の普及・啓発に努めるほか、関係機関との連携の強化や、雇用に向けた支援制度や助成制度の周知を図り、障がい者雇用の促進に努めます。

(イ) 職場への定着のための支援

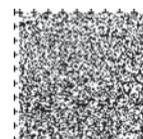
- 道南しょうがい者就業・生活支援センターなどとの連携を強化し、障害者トライアル雇用やジョブコーチ（職場適応援助者）の配置などを活用するとともに、障がいへの理解を深め、職場環境の整備などに努めるなど、障がいのある人の就労および職場定着への支援体制の充実を図ります。

(ロ) 相談、情報提供の充実

- 障がいのある人の就労支援について、公共職業安定所、道南しょうがい者就業・生活支援センターや、保健、福祉、教育など関係機関の連携により、事業主からの相談への対応や支援制度などの情報提供に努めるほか、自立し、安定した職業生活の実現に向けて、雇用の促進と生活面の一体的な相談および支援に努めます。

(ハ) 各種助成金制度の周知活用

- 障がいのある人の雇用の安定化をめざし、事業主に対して、障がい者雇用に関する各種助成制度の周知を図ります。



(オ) 市職員への障がいのある人の雇用の推進

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）に基づき、障がいのある人の雇用について、引き続き推進を図ります。

イ 就労機会の拡大

〈主要施策〉

(ア) 職域の拡大

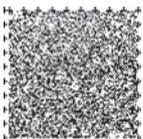
- 道南しょうがい者就業・生活支援センターなどの関係機関や企業との連携を図り、障がいの特性や病気などに応じた職業についての相談や情報提供を行うとともに、各種助成制度を活用するなど、就労機会の拡大に努めます。

ウ 職業訓練の充実

〈主要施策〉

(ア) 職業能力の向上

- 公共職業能力開発施設，就労移行支援事業所，就労継続支援事業所や学校などにおいて，就労に必要な知識および能力の向上を図るほか，就労のきっかけとなる職場実習の機会の確保など，障がいのある人の就労意欲や能力に応じた就労支援の充実を図ります。



エ 福祉的就労の充実

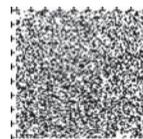
〈主要施策〉

(7) 就労移行支援事業所等の活用

- 障がいの特性に応じた、様々な就労機会の拡大を支援するため、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等と連携し、福祉的就労の充実を図ります。

(4) 授産製品等の販路拡大

- 障がい福祉サービス事業所等の授産製品の展示会の開催や、福祉の店の設置などに取り組むほか、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づく調達方針を策定し、物品などの調達実績の向上を推進するなど、就労移行支援事業所等の工賃水準の向上や、授産製品などの販路拡大に努めます。



3 社会参加

(1) 現状と課題

実態調査では、余暇の過ごし方として、テレビやラジオの視聴など家庭内で過ごすことが多く、今後の活動の希望については、特にないという人が約2割で、次に多い回答は、旅行やドライブであり、そのほかスポーツや映画鑑賞という意見が寄せられています。

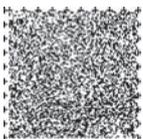
余暇活動としてスポーツやレクリエーションの各種教室の開催や移動の支援を行うほか、視覚障がいや聴覚障がいのある人と円滑なコミュニケーションが図られるよう、点字版・録音版などの作成や手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳奉仕員やボランティアなどの養成も行っています。

しかし、障がいのある人の余暇活動などへの参加機会は、少ない状況にあるため、障がいの有無にかかわらず気軽に参加し、交流できる場の提供などが求められています。

障がいのある人が、地域社会の一員として、生きがいを持ち、豊かに暮らすため、スポーツ・レクリエーション・文化活動や、自発的な活動などの社会参加活動に積極的に参加することは、様々な人とのふれあいや交流が広がることとなり、こうした活動を通じて、障がい者に対する理解も深まることとなるため、身近な地域での行事や活動等の参加機会の拡大などの取組みが必要です。

(2) 基本的な考え方

障がいのある人の社会参加を促進し、生活の質の向上を図るため、スポーツ・レクリエーション・文化活動や、社会参加活動などへの参加機会の拡大と、これらの活動へ障がいのある人が、主体的、自主的に参加できるよう支援の充実に努めます。



(3) 施策の推進方向と主要施策

ア 社会参加の促進

〈主要施策〉

(ア) 社会参加の促進

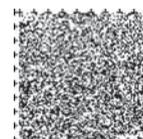
- 障がいのある人が、地域において、生きがいを持ち、ゆとりや潤いのある生活を送るため、社会参加活動などに参加する機会の充実に努めます。
- 障がいの特性に応じ、視覚障がいや聴覚障がいのある人へ、点字版・録音版や手話通訳・要約筆記による情報提供に努めるとともに、点訳者、朗読者、手話通訳者、要約筆記者および盲ろう者通訳・介助員などの養成に努めます。

(イ) ボランティアとの連携

- 障がいのある人が、地域活動などの社会参加活動に参加しやすい環境をつくるため、関係機関と連携を図り、ボランティアの養成や活動への支援の充実に努めます。

(ウ) 移動支援、コミュニケーション支援の充実

- 障がいの特性に応じて、手話通訳や要約筆記などのコミュニケーションや移動に関する支援体制の充実に努めます。



イ スポーツ・文化活動の推進

〈主要施策〉

(7) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 障がいのある人の健康維持や交流などを図るため、スポーツ・レクリエーションの有能な指導者の育成を支援するほか、障がいのある人のスポーツ教室やスポーツ・レクリエーション行事の充実を図ります。
- 障がいのある人のスポーツの競技性が高まるよう、スポーツ施設の利用を促進するなど、スポーツに関係する団体と連携を図ります。

(4) 文化活動の推進

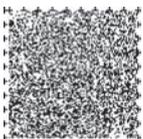
- 障がいのある人の芸術、文化行事に参加する機会を拡充するほか、障がいのある人の作品の展示や、文化活動の教室の開催など、関係機関と連携し、障がいのある人の文化活動や創作活動などの促進に努めます。

ウ 行事等への参加の促進

〈主要施策〉

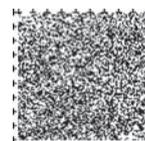
(7) 行事等への参加の促進

- 地域で行われる様々な行事や住民活動などに、障がいのある人が、社会を構成する一員として、地域の住民とともに気軽に参加することができるよう、主催者に対して運営や開催方法などに必要な配慮の周知に努めます。



(4) 情報提供の充実

- 障がいのある人の各種行事などへの参加を促進するため、行事の開催案内や内容などに関して、障がいの特性に応じて配慮された情報提供に努めます。



第3 バリアフリー社会の実現

1 権利擁護・理解の促進

(1) 現状と課題

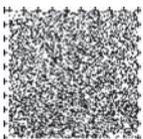
障がいに対する理解については、ソフト・ハードの両面において、市民全体の意識の変化が見られていますが、障がいのある人やその家族などは、もっと障がいに対する理解が深まり、差別されることなく、共に地域で安心して暮らしたいと願っています。

障がいのある人が、地域で自立し、安心して豊かに暮らすためには、すべての人々が、障がいや障がいのある人への正しい知識を持ち、理解を深めることが重要であり、リハビリテーションやノーマライゼーションの理念のもとに、障がいに対する理解についての普及・啓発、ボランティア活動の促進や交流の場の確保などが求められています。

また、権利擁護の推進や障がいに対する理解の促進などについての取組みをさらに拡充し、様々な場面において、社会的障壁を取り除き、障がいの有無にかかわらず、地域で共に暮らすという共生社会の実現のため、障がいについての正しい理解や市民の地域福祉活動などへの支援に努める必要があります。

(2) 基本的な考え方

障がいのある人もない人も、お互いの人権と個性を尊重し、地域で自分らしく安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた地域づくりをめざし、障がいのある人に対する差別や偏見の解消と虐待の防止を図ります。



(3) 施策の推進方向と主要施策

ア 権利擁護の推進と虐待防止

〈主要施策〉

(7) 虐待防止の啓発および相談支援体制の充実

- 虐待防止の普及・啓発や障がい者虐待防止センターの取組みなどの周知に努めるとともに、虐待の早期発見および相談体制の充実を図り、虐待が発生した場合、迅速かつ適切な支援を行うため、地域における関係機関などの協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。
- サービスの利用に関する不満や苦情などの相談を受け、苦情の解決に努めます。

(4) 差別解消に向けた啓発

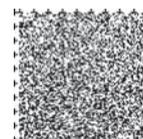
- 障がいのある人が、社会的障壁を感じることなく、地域で安心して暮らせるよう、障がいを理由とする差別の解消や障がいの特性に応じた必要な配慮などに関し、普及・啓発に努めます。

イ 成年後見制度等の充実

〈主要施策〉

(7) 成年後見制度等の普及・啓発および利用促進

- 判断能力に不安のある知的障がいや精神障がいのある人が、安心して生活することができるよう、成年後見制度の普及・啓発に努めます。
- 成年後見制度の利用促進のため、ワンストップでの相談窓口となる函館市成年後見センターを設置し、市民後見・法人後見の支援を推進します。



ウ 理解の促進

〈主要施策〉

(7) ノーマライゼーション理念の啓発活動の促進

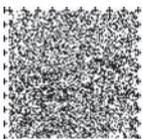
- 障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現をめざし、ノーマライゼーション理念の理解・啓発に努めます。
- 函館市福祉のまちづくり条例の趣旨などに沿ったまちづくりを推進します。

エ 心のバリアフリーの促進

〈主要施策〉

(7) 福祉教育の推進

- 全ての世代において、障がいや障がいのある人に対する正しい知識と理解が深まるよう、学習や交流などの機会の拡大を図ります。
- 差別や偏見などの「心のバリア」を取り除き、思いやりの心を醸成するため、福祉教育の一環として「福祉副読本」を活用するほか、ノーマリー教室の開催等により体験活動などの取組みを推進します。



オ 地域福祉活動の推進

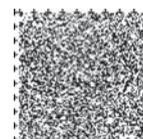
〈主要施策〉

(ア) ボランティア活動の促進

- 障がいのある人の社会参加や、地域活動への参加の促進および地域住民の自発的な活動を支援するため、ボランティアの養成や活動への支援の充実に努めます。

(イ) 交流活動の促進

- 障がいや障がいのある人への理解を深め、コミュニケーションを推進するため、障がいのある人と地域住民の交流活動などを支援します。



2 生活環境

(1) 現状と課題

実態調査では、外出したときに不便を感じたり、困ったことについて、「建物の出入口や廊下に段差が多い」、「道路の段差や路面のでこぼこが多い」という意見や、障がい者用トイレの整備、歩道の段差解消、点字ブロックの敷設や除雪の徹底などを希望する意見が多く、バリアフリー化の整備がまだ不十分な現状にあります。

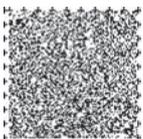
また、事故や災害が起きた時に「一人で避難する」と回答した人は、12%であり、多くの人々が事故や災害の発生時に、支援を必要とする状況にあることから、災害発生時の支援体制の整備が求められています。

障がいのある人が、地域で安心して暮らすことができるよう、「函館市福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、公共建築物、道路、公園等の整備など、すべての市民が地域でお互いに支え合い、安心して生活するとともに、自らの意思で自由に行動し、広く社会参加活動を可能とするための環境整備を推進しているほか、移動支援やコミュニケーション支援などを実施し、暮らしやすいまちづくりに努めています。

障がいの有無にかかわらず、だれもが快適に暮らしやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備は、社会的障壁を取り除くことにもつながるため、行政、民間事業者、住民などが一体となった取り組みが必要です。

(2) 基本的な考え方

障がいのある人もない人も、すべての人が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた支援の充実や、住宅、公共施設、道路、交通機関などのバリアフリー化を進めるとともに、防犯対策や災害時における障がいの特性に配慮した支援体制の整備を推進します。



(3) 施策の推進方向と主要施策

ア 福祉のまちづくりの推進

〈主要施策〉

(7) 福祉のまちづくりの推進

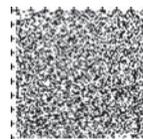
- 障がいの有無にかかわらず，地域において人と人とのふれあいや支え合いを通じて，だれもが安心して生活し，広く社会参加することができるまちづくりに努めるほか，函館市まちづくり推進委員会において，障がいのある人や高齢者が利用しやすい公共的な施設の整備など，福祉のまちづくりに関する各種取組み等について協議するなど，ノーマライゼーションの普及・啓発や，公共的な施設などのバリアフリー化への支援に努めます。
- すべての人にやさしいまちづくりのため，函館市福祉のまちづくり条例に基づき，既存建築物のバリアフリー整備のための改修費用の補助などの支援を行います。
- 障がいのある人が，盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して，公共施設や商業施設，公共交通機関などを円滑に利用できるよう，啓発・広報を行い，市民全体の理解の促進に努めます。

イ 住まいの整備

〈主要施策〉

(7) 住宅の確保

- 既存の公営住宅について，障がいのある人や高齢者に配慮し，段差の解消や手すりの設置などの整備に努めるとともに，特定目的の住宅への障がいのある人や高齢者の優先入居を推進します。



- 障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、グループホーム等の整備を推進します。

(4) 住宅改善の促進

- 障がいのある人の居住している住宅が、より住みやすく、在宅生活が可能となるよう、段差の解消や手すりの設置など、住宅改修に関する相談体制の充実を図ります。

ウ 移動・交通対策の推進

〈主要施策〉

(7) 道路、交通安全施設の整備

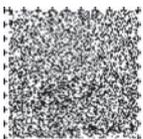
- 障がいの有無にかかわらず、安全かつ快適に利用できる、人に優しい歩行空間を確保するため、段差の解消や歩道の幅員確保および点字ブロックの設置などの整備を進めるとともに、視覚障がいのある人や車いす利用者などの安全確保のため、路上放置物や違法駐車等の排除などについて、啓発・広報に努めます。

(4) 移動・交通手段の確保

- 障がいの有無にかかわらず、安全かつ容易に公共交通機関を利用できるよう、超低床電車やノンステップバスの導入の促進に努めます。
- 重度の障がいのある人の移動手段を確保するため、タクシー基本料金の助成などの支援に努めます。

(4) 外出支援の充実

- 障がいのある人が安心して外出することができるよう、公共的な施設や観光関係施設などのバリアフリーに関する情報提供を行うとともに、重度の障がいのある人の外出の促進を図ります。

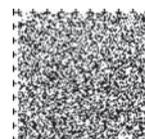


エ 防災・防犯対策の推進

〈主要施策〉

(7) 防災・防犯対策の推進

- 災害時において、障がいのある人などが安心して避難し、必要な支援が受けられるよう、自力で避難することが難しく手助けが必要となる障がいのある人などを把握し、町会や自主防災組織などの地域住民の協力・連携による支援の充実を図るとともに、障がいのある人やその家族などに対して、障がいの特性に配慮した情報の提供や支援体制づくりに努めます。
- 災害時に、障がいのある人が安心して避難生活を送ることができるよう、障がいのある人に対する配慮や環境を備えた福祉避難所の整備に努めます。
- 障がいのある人の犯罪被害を未然に防止するため、地域や関係機関との連携を強化します。



3 情報・コミュニケーション

(1) 現状と課題

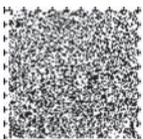
実態調査では、福祉・医療など様々なサービスや市や関係機関の福祉に関する取組みについて、知らなかったという回答が多く寄せられており、広報や周知の徹底が求められています。

また、障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるような情報提供に努める必要があります。

さらに、視覚障がいや聴覚障がいのある人などが、日常生活における必要な意思疎通や情報入手が円滑に行われ、社会参加などが促進されるよう、障がいの特性に応じて配慮された情報提供手段の充実が必要です。

(2) 基本的な考え方

障がいのある人の自立と社会参加の促進や、豊かで快適な生活の実現のため、障がいの特性に応じた情報提供に努めるとともに、情報収集や円滑なコミュニケーションが得られるよう、情報のバリアフリー化の促進と意思疎通の支援の充実を図ります。



(3) 施策の推進方向と主要施策

ア 情報バリアフリーの推進

〈主要施策〉

(7) 情報提供の充実

- 様々な分野の各種サービスや生活に関する情報，市の広報などについて，年齢や障がいの有無にかかわらず，だれもが，迅速かつ手軽に入手できるように配慮された情報提供に努めます。
- 視覚障がいや聴覚障がいのある人に対して，音声，点字，手話通訳や要約筆記などによる日常生活における必要な意思疎通が円滑に行われるよう，これらの情報伝達方法の周知や普及に努めます。

(1) 情報のバリアフリー化

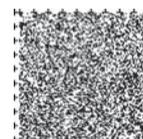
- 多様な広報媒体を通じ，だれもが手軽に情報を入手することができるような手段の周知や支援の充実に努めます。

イ コミュニケーションの推進

〈主要施策〉

(7) コミュニケーション支援体制の充実

- 日常生活などにおいて，コミュニケーションが円滑に行われるよう，視覚障がいや聴覚障がいのある人や盲ろう者に対する支援の充実のため，点訳者，朗読者，手話通訳者，要約筆記者や盲ろう者通訳・介助員の養成および支援体制の充実と利用の促進を図ります。



Ⅲ 計画の推進等

第1 計画推進のための実施計画

計画期間における重点施策や目標値を示す実施計画として、障害者総合支援法に基づき障がい福祉サービス等の確保について策定する「函館市障がい福祉計画」を位置付け、本計画の推進を図ります。

第2 計画の推進および管理

1 関係機関等との連携

この計画の推進にあたっては、すべての市民が福祉に対する理解を深め、行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などがそれぞれの立場で力を合わせて、相互に連携しながら施策を展開することを基本とします。

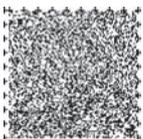
また、福祉施策の概念にとらわれることなく、障がい者施策が、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境などの様々な分野にまたがっていることから、幅広く関係部局・団体などと密接に連携および協働し、障がいの特性やライフステージに応じた適切なサービスの提供ができるよう総合的に取り組みます。

さらに、国や北海道の制度・施策に関わるものも多いことから、必要に応じて要望などを行うとともに、これら関係機関とも連携および協働しながら、各事業を推進します。

2 計画の進行管理

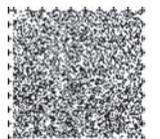
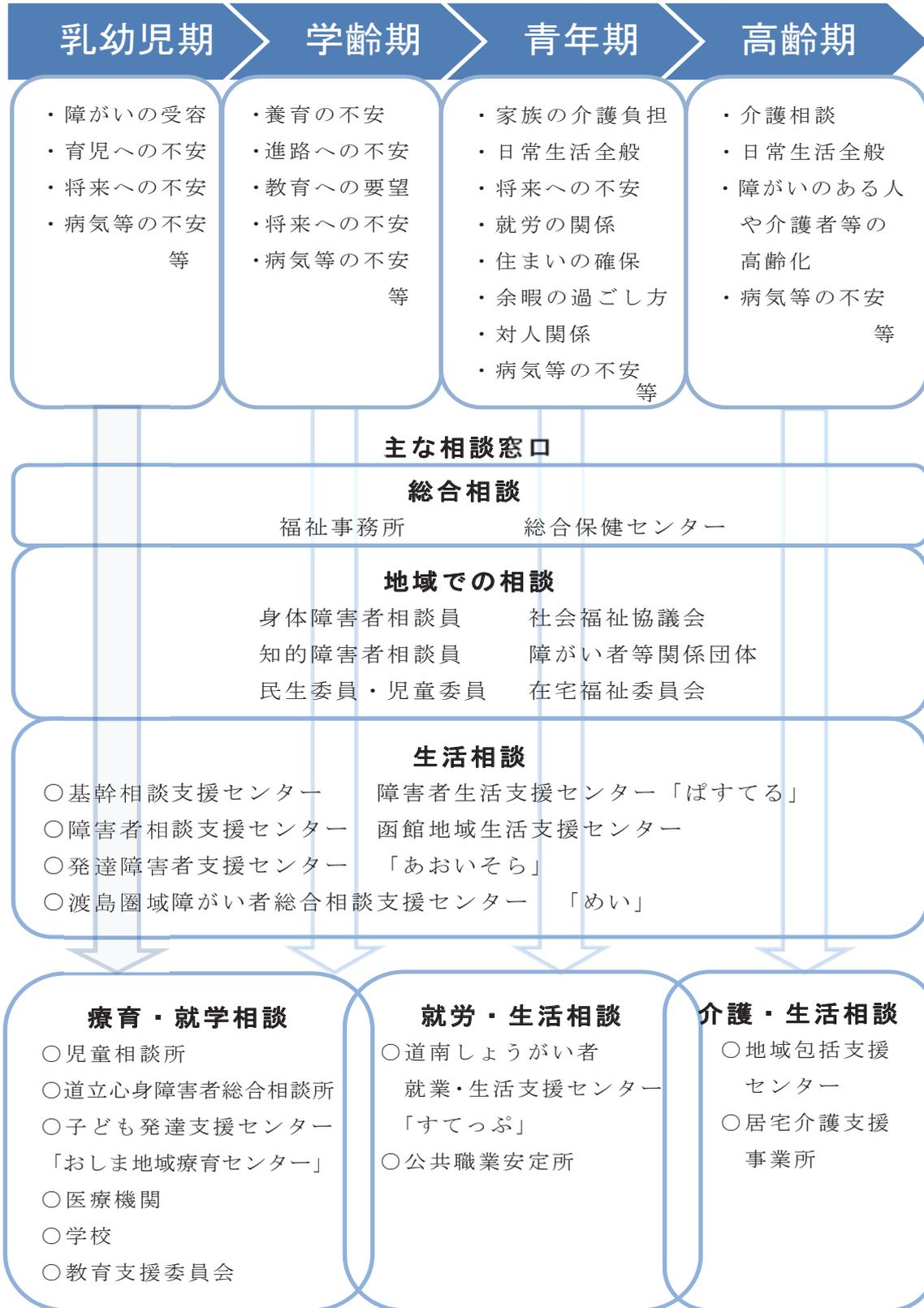
この計画は、「函館市障がい者計画策定推進委員会」において実施計画の推進状況の把握、分析、評価などを行い、障がいのある人のニーズや事業の進捗状況などの把握に努めます。

また、社会情勢やニーズの変化、事業の進捗状況などを踏まえ、計画施行後の中間年となる5年をめぐり、後期の推進について検討します。



IV 資料編

○ ライフステージごとの障がいのある人を支える相談体制



○ 主要施策と個別事業（計画策定時）

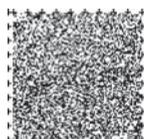
※ 「個別事業および取組み」に再掲されている事業などについては、（再）と表記しています。

第1 地域生活の支援体制の充実（本文：17 ページから 27 ページ）

1 生活支援（本文：17 ページから 23 ページ）

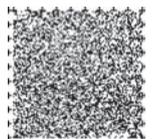
ア 相談支援機能の充実（本文：18 ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 相談支援体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者総合相談窓口 ○障がい者虐待防止対策支援事業 ○基幹相談支援センター ○障害者相談支援センター ○函館地域障害者自立支援協議会 ○発達障害者支援センター ○子ども発達支援センター ○道南しょうがい者就業・生活支援センター ○精神保健福祉相談事業 ○障害者相談員 ○障害支援区分認定調査等 ○障がい者データベースシステム ○ぱーそなるすけっち発行 ○療育カルテ ○包括的な地域生活の整備 ○地域のネットワークづくり 	保健福祉部 障がい保健福祉課

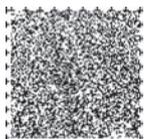


イ 日常生活支援体制の整備（本文：19ページから20ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 障がい福祉サービス等の提供基盤の整備	○障がい福祉サービス ①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援 ⑥短期入所 ⑦療養介護 ⑧生活介護 ⑨施設入所支援 ⑩自立訓練 ⑪就労移行支援 ⑫就労継続支援 ⑬共同生活援助 ○地域相談支援 ①地域移行支援 ②地域定着支援 ○計画相談支援 ○障がい児通所支援 ①児童発達支援 ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援 ○障がい児相談支援 ○障害支援区分認定調査等（再） ○日中一時支援事業 ○障害者地域活動緊急介護人派遣事業	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○福祉コミュニティエリア整備事業	保健福祉部 地域福祉課
	○共生型サービス事業	保健福祉部 指導監査課



主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(イ) 地域生活支援事業の充実	<input type="checkbox"/> 地域生活支援事業 <input type="checkbox"/> ①基幹相談支援センター（再） <input type="checkbox"/> ②障害者相談支援センター（再） <input type="checkbox"/> ③成年後見制度利用支援事業 <input type="checkbox"/> ④手話通訳者および要約筆記者派遣事業 <input type="checkbox"/> ⑤盲ろう者通訳・介助員派遣事業 <input type="checkbox"/> ⑥日常生活用具給付等事業 <input type="checkbox"/> ⑦移動支援事業 <input type="checkbox"/> ⑧地域活動支援センター <input type="checkbox"/> ⑨その他の事業 <input type="checkbox"/> 障がい者補装具 <input type="checkbox"/> 福祉機器リサイクル事業 <input type="checkbox"/> 障害者地域活動緊急介護人派遣事業（再） <input type="checkbox"/> ひとり暮らし身体障害者等緊急通報システム <input type="checkbox"/> 障害者等外出支援事業 <input type="checkbox"/> 重度身体障害者等タクシー料金助成事業	保健福祉部 障がい保健福祉課
(ウ) 福祉コミュニティエリアの整備	<input type="checkbox"/> 福祉コミュニティエリア整備事業（再）	保健福祉部 地域福祉課
	<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス（再） <input type="checkbox"/> 計画相談支援（再） <input type="checkbox"/> 障がい児通所支援（再） <input type="checkbox"/> 障がい児相談支援（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課
	<input type="checkbox"/> 共生型サービス事業（再）	保健福祉部 指導監査課
(エ) 補装具・日常生活用具の有効活用	<input type="checkbox"/> 障がい者補装具（再） <input type="checkbox"/> 日常生活用具給付等事業（再） <input type="checkbox"/> 福祉機器リサイクル事業（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課

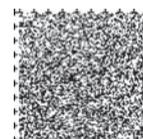


ウ 重度化・高齢化への対応（本文：20ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 家族等に対する支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制の整備 ○障がい福祉サービス（再） ○計画相談支援（再） ○障がい児通所支援（再） ○障がい児相談支援（再） ○地域生活支援事業（再） ○日常生活支援体制の整備 ○日中活動の場の確保 	保健福祉部 障がい保健福祉課
(イ) 重度の障がいのある人に対する支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○医療型短期入所 ○児童発達支援（再） ○放課後等デイサービス（再） 	保健福祉部 障がい保健福祉課
(ウ) 一時支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○短期入所（再） ○放課後等デイサービス（再） ○日中一時支援事業（再） ○移動支援事業（再） ○障害者地域活動緊急介護人派遣事業（再） 	保健福祉部 障がい保健福祉課

エ 地域生活への移行の支援（本文：21ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 地域生活への移行の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域移行支援（再） ○基幹相談支援センター（再） ○障がい福祉サービス（再） <ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助など（再） ○計画相談支援（再） ○障害者相談支援センター（再） ○住宅入居などに関する支援 	保健福祉部 障がい保健福祉課
(イ) 地域生活への定着の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域定着支援（再） ○基幹相談支援センター（再） ○障がい福祉サービス（再） <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（再） ・就労移行支援など（再） ○計画相談支援（再） ○障害者相談支援センター（再） 	保健福祉部 障がい保健福祉課

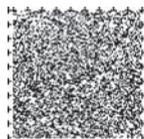


オ 住居の確保（本文：21ページから22ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) グループホーム等の整備	○グループホーム等の整備	保健福祉部 障がい保健福祉課
(イ) 公営住宅等の整備	○公営住宅への優先入居 ○公営住宅における障がいのある人に向けた居室の整備 ○市営住宅高齢者対応改善事業 ○市営住宅の整備	都市建設部住宅課
(ウ) 住宅入居支援策の推進	○基幹相談支援センター（再） ○住宅入居などに関する支援（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課

カ 各種障がいへの対応（本文：22ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 障がいのある人への支援の充実	○基幹相談支援センター（再） ○障害者相談支援センター（再） ○発達障害者支援センター（再） ○子ども発達支援センター（再） ○障がい福祉サービス（再） ○計画相談支援（再） ○障がい児通所支援（再） ○障がい児相談支援（再） ○中途障害者生活訓練事業 ○手話通訳者および要約筆記者派遣事業（再） ○盲ろう者通訳・介助員派遣事業（再） ○日常生活用具給付等事業（再） ○障がい者補装具（再） ○移動支援事業（再） ○地域活動支援センター（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課

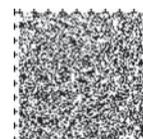


キ 生活安定施策の推進（本文：22ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 経済的支援の 充実	○特別障害者手当等 ○特別児童扶養手当 ○心身障害者扶養共済制度 ○重度心身障害者医療費助成	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○自立支援医療費（更生医療，育成医療， 精神通院医療）支給	保健福祉部 障がい保健福祉課 子ども未来部 母子保健課
	○障害者ホームヘルプサービス利用者支援 事業費（介護保険事業）	保健福祉部 介護保険課

ク サービスの質の向上（本文：23ページ）

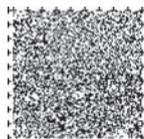
主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 各種研修の充実 等	○基幹相談支援センター（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○福祉サービス苦情処理制度	保健福祉部 管理課
(イ) 事業所の適切な 事業展開の促進	○障がい福祉サービス事業所等の指定 ○障がい福祉サービス事業所等実地指導 ○障がい福祉サービス事業所等集団指導 （研修）	保健福祉部 指導監査課



2 保健・医療（本文：24ページから27ページ）

ア 障がいの要因となる疾病等の予防対策と治療（本文：25ページから26ページ）

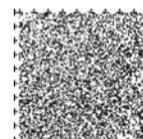
主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 母子保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦健康診査 ○妊産婦保健指導 ○両親学級 ○周産期母子医療センターとの連携 ○こんにちは赤ちゃん事業 ○乳幼児健康診査 ○乳幼児健康診査 二次スクリーニング事業 ○乳幼児保健指導 ○障がい児訪問指導 ○定期予防接種 ○妊産婦および乳幼児歯科健診・相談 ○思春期保健事業 	子ども未来部 母子保健課
	○薬物乱用防止普及制度（道事業）	保健福祉部 地域保健課
(イ) 生涯を通じた疾病予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○健康手帳の交付 ○健康教育, 健康相談 ○がん検診 ○歯科健診（むし歯・歯周病等） ○骨粗しょう症検診 ○健診要医療判定者受診勧奨事業（重症化予防事業） 	保健福祉部 健康増進課
	○特定健康診査, 特定保健指導	市民部国保年金課 保健福祉部 健康増進課
	○肝炎ウイルス検診	保健福祉部 保健予防課
	○糖尿病性腎症重症化予防事業	市民部国保年金課
	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防対策事業 ○依存症対策事業 ○精神保健福祉相談事業（再） 	保健福祉部 障がい保健福祉課



主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ウ) 青・壮年期からの疾病の早期発見・早期治療対策の推進	○健康教育, 健康相談 (再) ○がん検診 (再) ○歯科健診 (むし歯・歯周病等) (再) ○骨粗しょう症検診 (再) ○健診要医療判定者受診勧奨事業 (重症化予防事業) (再)	保健福祉部 健康増進課
	○特定健康診査, 特定保健指導 (再)	市民部国保年金課 保健福祉部 健康増進課
	○肝炎ウイルス検診 (再)	保健福祉部 保健予防課
	○薬物乱用防止普及制度 (道事業) (再)	保健福祉部 地域保健課
	○糖尿病性腎症重症化予防事業 (再)	市民部国保年金課

イ 障がいのある人の保健・医療の充実 (本文: 26ページから27ページ)

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 難病対策の充実	○函館市難病対策地域協議会 ○函館市難病患者地域支援対策推進事業 ・在宅療養支援計画策定・評価事業 ・訪問相談事業 ・訪問指導 (診療) 事業 ・医療相談事業	保健福祉部 保健予防課
(イ) 精神障がい者施策の充実	○精神保健福祉相談事業 (再) ○精神保健家族セミナー ○函館地方精神保健協会への補助 (精神保健ボランティア養成講座) ○自殺予防対策事業 (再) ○依存症対策事業 (再) ○精神科救急医療体制の整備 (道事業) ○高次脳機能障がい者の相談支援体制の整備 (道事業)	保健福祉部 障がい保健福祉課



主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ウ) リハビリテーション医療体制の整備	○障がい児・者リハビリテーション支援体制の整備	福祉事務所 はこだて療育・自立支援センター
	○医療機関との連携	保健福祉部 障がい保健福祉課
(エ) 口腔保健・歯科医療体制の整備	○口腔保健センター ・障がい者（児）歯科診療 ・休日救急歯科診療 ○歯科保健事業 ・歯科健康診査事業 ・歯科保健啓発事業	保健福祉部 健康増進課
(オ) 医療給付等の充実	○重度心身障害者医療費助成（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○特定医療費（指定難病）支給制度 ○特定疾患治療研究事業給付 ○先天性血液凝固因子障害等治療研究事業給付	保健福祉部 保健予防課
	○自立支援医療費（更生医療，育成医療，精神通院医療）支給（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課 子ども未来部 母子保健課
	○未熟児養育医療給付 ○小児慢性特定疾病医療費支給認定事業 ○小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	子ども未来部 母子保健課

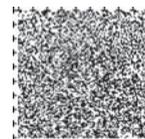


第2 自立と社会参加の促進（本文：28ページから39ページ）

1 教育・育成（本文：28ページから31ページ）

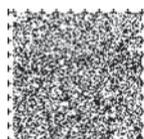
ア 障がい児療育の充実（本文：29ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 保健, 医療, 福祉, 教育の連携	○函館地域障害者自立支援協議会（再） ○子ども発達支援センター（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○慢性疾病児童等地域支援協議会	子ども未来部 母子保健課
	○特別支援教育推進事業	教育委員会 学校教育部 教育指導課 函館市北海道 教育センター
(イ) 療育体制の充実	○小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（再）	子ども未来部 母子保健課
	○子ども発達支援センター（再） ○発達障害者支援センター（再） ○児童発達支援（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○障がい児の地域療育体制の整備	福祉事務所 はこだて療育・ 自立支援センター
(ウ) 障がい児保育の充実	○函館地域発達支援コーディネーター連絡会	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○特定教育・保育施設療育支援事業費補助金 ○保育所における障がい児保育	子ども未来部 子どもサービス課
	○市立幼稚園における障がい児保育	教育委員会 学校教育部 函館市北海道 教育センター
	○放課後児童健全育成事業における障がい児保育	子ども未来部 次世代育成課



イ 学校教育の充実（本文：30 ページから 31 ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 教育相談・指導体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談 ○就学相談 ○就学指導の充実 ○言語障がい通級指導教室における就学へ向けた教育相談 ○就学指導調査を対象にした各種心理検査・研修の実施 ○特別支援教育推進事業（再） ○特別支援教育サポートチームによる支援 ○特別支援教育巡回指導員の配置 ○特別支援教育支援員の配置 	教育委員会 学校教育部 教育指導課 函館市南北海道 教育センター
	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育就学扶助 	教育委員会 学校教育部 保健給食課
(イ) 教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談（再） ○就学相談（再） ○言語障がい通級指導教室における就学へ向けた教育相談（再） ○就学指導調査を対象にした各種心理検査・研修の実施（再） ○特別支援教育推進事業（再） ○特別支援教育支援員の配置（再） 	教育委員会 学校教育部 函館市南北海道 教育センター
(ウ) 障がいの特性に配慮した教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育推進事業（再） ○特別支援教育サポートチームによる支援（再） ○特別支援教育巡回指導員の配置（再） ○特別支援教育支援員の配置（再） 	教育委員会 学校教育部 教育指導課 函館市南北海道 教育センター
(エ) 職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育に関する研修 	教育委員会 学校教育部 教育指導課 函館市南北海道 教育センター

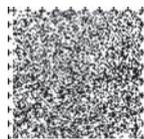


主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(オ) 学校外活動の推進	○ウィークエンド・サークル活動推進事業	教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課
(カ) 施設のバリアフリー化の促進	○学校施設等の福祉環境整備	教育委員会 生涯学習部 施設課

2 雇用・就労（本文：32 ページから 35 ページ）

ア 雇用の促進（本文：33 ページから 34 ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 障がいのある人の雇用の啓発	○障がい者雇用に関する啓発 ○障がい者雇用促進セミナー ○雇用促進支援ガイドの作成	経済部労働課
	○特定求職者雇用開発助成金 ○障害者トライアル雇用奨励金など 各種助成制度 ○事業主への障がい者雇用の啓発 ○障がい者雇用促進フェア	公共職業安定所
(イ) 職場への定着のための支援	○道南しょうがい者就業・生活支援センター（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○職場適応援助者（ジョブコーチ）事業の周知啓発	公共職業安定所
(ウ) 相談、情報提供の充実	○道南しょうがい者就業・生活支援センター（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○障がい者雇用促進セミナー（再） ○雇用促進支援ガイドの作成（再）	経済部労働課
	○障がい者雇用促進フェア（再）	公共職業安定所
(エ) 各種助成金制度の周知活用	○雇用促進支援ガイドの作成（再）	経済部労働課
	○障害者トライアル雇用など 各種助成制度（再）	公共職業安定所
(オ) 市職員への障がいのある人の雇用の推進	○市職員の採用	総務部人事課



イ 就労機会の拡大（本文：34 ページ）

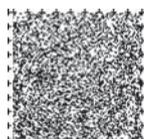
主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 職域の拡大	○道南しょうがい者就業・生活支援センター （再）	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○市リサイクルセンター選別・修復業務 委託に係る就労の場の確保	環境部埋立処分場
	○その他プラスチック製容器包装中間処理 業務委託に係る就労の場の確保	環境部環境推進課
	○障がい者雇用促進フェア（再）	公共職業安定所

ウ 職業訓練の充実（本文：34 ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 職業能力の向上	○障がい福祉サービス（再） ・就労移行支援（再） ・就労継続支援（再） ○北海道精神保健職親事業（道事業） ○職場実習の機会の確保	保健福祉部 障がい保健福祉課

エ 福祉的就労の充実（本文：35 ページ）

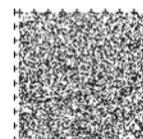
主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 就労移行支援 事業所等の活用	○障がい福祉サービス（再） ・就労移行支援（再） ・就労継続支援（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課
(イ) 授産製品等の 販路拡大	○障がい者地域活動支援センター等 授産製品展示会 ○福祉の店 ○函館市障害者就労施設等からの物品等の 調達方針	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○「ふらっとDaimon」運営業務 ○福祉コミュニティエリア整備事業（再）	保健福祉部 地域福祉課



3 社会参加（本文：36 ページから 39 ページ）

ア 社会参加の促進（本文：37 ページ）

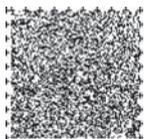
主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 社会参加の促進	○障害者相談支援センター（再） ○日常生活用具給付等事業（再） ○障がい者補装具（再） ○手話通訳者および要約筆記者派遣事業（再） ○盲ろう者通訳・介助員派遣事業（再） ○手話通訳者・要約筆記者養成 ○盲ろう者通訳・介助員養成 ○点訳奉仕員等養成事業 ○移動支援事業（再） ○地域活動支援センター（再） ○自発的活動支援 ○中途障害者生活訓練事業（再） ○身体障害者自動車運転免許取得助成事業 ○重度身体障害者用自動車改造助成事業 ○福祉機器リサイクル事業（再） ○ひとり暮らし身体障害者等緊急通報システム（再） ○障害者等外出支援事業（再） ○身体障害者、知的障害者自立更生者等市長表彰	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○障がい者関係団体等への支援	保健福祉部 障がい保健福祉課 保健予防課
	○公の施設の使用料免除	教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課
	○総合福祉センター管理費 ○福祉コミュニティエリア整備事業（再）	保健福祉部 地域福祉課
(イ) ボランティアとの連携	○ボランティアセンターと連携 ○精神保健ボランティアの育成（函館地方精神保健協会補助）（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○「ふらっと Daimon」運営業務（再） ○福祉コミュニティエリア整備事業（再）	保健福祉部 地域福祉課



主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ウ) 移動支援, コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者および要約筆記者派遣事業(再) ○盲ろう者通訳・介助員派遣事業(再) ○手話通訳者・要約筆記者養成(再) ○盲ろう者通訳・介助員養成(再) ○点訳奉仕員等養成事業(再) ○移動支援事業(再) ○同行援護(再) ○行動援護(再) 	保健福祉部 障がい保健福祉課

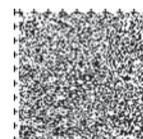
イ スポーツ・文化活動の推進(本文: 38 ページ)

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) スポーツ・レクリエーション活動の推進	○障害者スポーツ指導員の養成・派遣 (スポーツ・レクリエーション指導者養成補助制度)	教育委員会 生涯学習部 スポーツ振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者スポーツ教室 ○知的障害者青年教室 ○身体障害者等文化・スポーツ大会派遣費補助金 ○障がい者のふれあい交流事業 ○精神保健ふれあい交流事業 	保健福祉部 障がい保健福祉課
(イ) 文化活動の推進	○障がい者の作品展の開催	函館市 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者福祉事業費 ○障害者デイサービス事業 ○身体障害者等文化・スポーツ大会派遣費補助金(再) ○知的障害者青年教室(再) 	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○身体障がい者用図書等購入	教育委員会 生涯学習部文化課



ウ 行事等への参加の促進 (本文：38 ページから 39 ページ)

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 行事等への参加の促進	○行事等の参加者への支援（移動支援など）	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○投票所における弱者・障がい者対策 ○選挙のお知らせ（選挙公報）点字版 および音声版の配布	選挙管理委員会 事務局選挙課
(イ) 情報提供の充実	○手話通訳者および要約筆記者派遣事業（再） ○盲ろう者通訳・介助員派遣事業（再） ○手話通訳者・要約筆記者養成（再） ○盲ろう者通訳・介助員養成（再） ○点訳奉仕員等養成事業（再） ○視覚障害者用福祉ガイドブック	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○市広報紙（点字版・録音版） ○テレビ放送（手話挿入）	企画部広報広聴課



第3 バリアフリー社会の実現（本文：40 ページから 49 ページ）

1 権利擁護・理解の促進（本文：40 ページから 43 ページ）

ア 権利擁護の推進と虐待防止（本文：41 ページ）

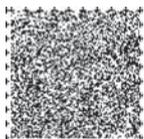
主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 虐待防止の啓発 および相談支援 体制の充実	○障がい者虐待防止対策支援事業（再）	保健福祉部
	○障がい者虐待防止センター（再）	障がい保健福祉課
	○福祉サービス苦情処理制度（再）	保健福祉部 管理課
(イ) 差別解消に向け た啓発	○ノーマライゼーション推進事業	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○福祉サービス苦情処理制度（再）	保健福祉部 管理課

イ 成年後見制度等の充実（本文：41 ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 成年後見制度等 の普及・啓発 および利用促進	○成年後見制度利用支援事業（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課 高齢福祉課
	○成年後見制度 ○市民後見人 ○函館市成年後見センター運営事業	保健福祉部 障がい保健福祉課 高齢福祉課 地域福祉課

ウ 理解の促進（本文：42 ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) ノーマライゼー ション理念の 啓発活動の促進	○ノーマライゼーション推進事業（再） ・障がい者週間記念行事 ・ノーマリー教室 ・事業所訪問	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○身体障害者・知的障害者自立更生者等 市長表彰（再） ○函館市福祉のまちづくり条例 ○市職員の新任研修 ○福祉コミュニティエリア整備事業（再）	保健福祉部 地域福祉課

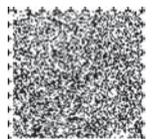


エ 心のバリアフリーの促進（本文：42 ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 福祉教育の推進	○ノーマライゼーション推進事業（再） ・障がい者週間記念行事（再） ・ノーマリー教室（再） ・事業所訪問（再） ○福祉副読本発行，配布	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○交流学习 ○特別支援諸学校との交流	教育委員会 学校教育部 函館市北海道 教育センター
	○ヤングボランティア研修事業 ○福祉協力校助成事業	函館市 社会福祉協議会

オ 地域福祉活動の推進（本文：43 ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) ボランティア活動の促進	○ボランティア塾の開催 ○ボランティア相談窓口の開設 ○ボランティア活動に関する情報提供 ○ボランティアグループ活動推進事業	函館市 社会福祉協議会
	○点訳奉仕員等養成事業（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○「ふらっと Daimon」運営業務（再）	保健福祉部 地域福祉課
(イ) 交流活動の促進	○障がい者のふれあい交流事業（再） ○精神保健ふれあい交流事業（再） ○障害者相談員の研修への派遣 ○身体障害者等文化・スポーツ大会派遣費補助金（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○在宅福祉ふれあい事業 ○「ふらっと Daimon」運営業務（再） ○福祉コミュニティエリア整備事業（再）	保健福祉部 地域福祉課
	○国際交流事業への支援	企画部 国際・地域交流課



2 生活環境（本文：44 ページから 47 ページ）

ア 福祉のまちづくりの推進（本文：45 ページ）

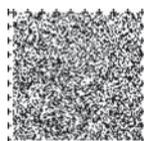
主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 福祉のまちづくりの推進	○函館市福祉のまちづくり条例(再) ○福祉のまちづくり施設整備費補助金制度 ○福祉コミュニティエリア整備事業(再)	保健福祉部 地域福祉課
	○高齢者等にやさしい町会館整備補助	市民部市民・ 男女共同参画課
	○身体障害者補助犬の啓発・広報	保健福祉部 障がい保健福祉課

イ 住まいの整備（本文：45 ページから 46 ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 住宅の確保	○公営住宅への優先入居(再) ○公営住宅における障がいのある人に向けた居室の整備(再) ○市営住宅高齢者対応改善事業(再) ○市営住宅の整備(再)	都市建設部住宅課
(イ) 住宅改善の促進	○住宅改修(日常生活用具給付等事業)	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○いきいき住まいリフォーム	保健福祉部 高齢福祉課

ウ 移動・交通対策の推進（本文：46 ページ）

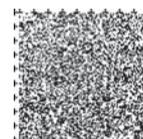
主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 道路, 交通安全施設の整備	○防護柵の設置 ○歩道の除雪体制に係る広報・啓発	土木部維持課
	○横断歩道滑り止め舗装 ○点字ブロックの設置 ○歩道の段差解消 ○歩道の勾配解消	土木部道路建設課
	○道路不法占拠物の撤去	土木部管理課
	○視覚障害者用付加装置設置信号機および高齢者等感応式信号機の設置の要望 ○歩行者支援装置の設置の要望	市民部交通安全課



主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(イ) 移動・交通手段の確保	○ノンステップバスの導入	企画部政策推進課
	○輸送サービス改善事業 (電車車体改良工事, 超低床電車購入)	交通部施設課
	○電停(安全地帯)改良工事	
	○重度身体障害者等タクシー料金助成制度(再)	保健福祉部 障がい保健福祉課
(ウ) 外出支援の充実	○福祉マップ	保健福祉部
	○重度身体障害者等タクシー料金助成制度(再)	障がい保健福祉課
	○身体障害者自動車運転免許取得助成事業(再)	
	○重度身体障害者用自動車改造助成事業(再)	

エ 防災・防犯対策の推進(本文:47ページ)

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 防災・防犯対策の推進	○防災情報の提供	総務部防災担当
	○避難行動要支援者支援名簿の作成	
	○自主防災組織の支援	
	○防災研修会の開催	
	○ひとり暮らし身体障害者等緊急通報システム(再)	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○福祉避難所の整備	保健福祉部 地域福祉課
	○保健福祉対策部災害時活動要領(防災活動マニュアル)の策定	保健福祉部 管理課
	○障がい者に対する防火指導(体験学習)	消防本部予防課
○聴覚障がい者に対するファクシミリによる119番通報の指導	消防本部警防課	
○防犯情報の提供	市民部 くらし安心課	
○防犯協会に係る活動への支援		



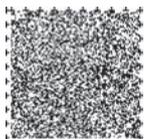
3 情報・コミュニケーション（本文：48 ページから 49 ページ）

ア 情報バリアフリーの推進（本文：49 ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) 情報提供の充実	○市広報紙（点字版・録音版）（再）	企画部広報広聴課
	○議会だより点字版・録音版発行 ○本会議傍聴者用手話通訳・要約筆記委託	議会事務局 議事調査課
	○障害者相談支援センター（再） ○手話通訳者および要約筆記者派遣事業（再） ○盲ろう者通訳・介助員派遣事業（再） ○日常生活用具給付等事業（再） ○視覚障害者用福祉ガイドブック（再） ○障がい福祉のしおり発行 ○ぱーそなるすけっち発行（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課
	○市ホームページのユニバーサル化	企画部広報広聴課 各部局各課
(イ) 情報のバリアフリー化	○手話通訳者および要約筆記者派遣事業（再） ○盲ろう者通訳・介助員派遣事業（再） ○障がい者補装具（再） ○日常生活用具給付等事業（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課

イ コミュニケーションの推進（本文：49 ページ）

主要施策	個別事業および取組み	担当・窓口
(ア) コミュニケーション支援体制の充実	○障害者相談支援センター（再） ○手話通訳者および要約筆記者派遣事業（再） ○盲ろう者通訳・介助員派遣事業（再） ○手話通訳者・要約筆記者養成（再） ○盲ろう者通訳・介助員養成（再） ○点訳奉仕員等養成事業（再）	保健福祉部 障がい保健福祉課



○ 平成27年度 障がい児・者実態調査の概要

1 調査の目的

平成17年度に策定した「函館市障がい者基本計画」の計画期間が平成27年度に終了することに伴い、障がいのある人やその家族などが抱えるニーズや意向などを調査し、平成28年度からの新たな計画を策定するにあたり、今後における障がい者施策の推進に必要な基礎資料を得る目的で実施しました。

2 調査方法等

(1) 調査の対象者

① 障がいのある人

ア 身体障がい

身体障害者更生指導台帳から障がいの種別や年齢などを考慮しながら、無作為に抽出しました。

イ 知的障がい

知的障害者指導台帳から障がいの種別や年齢などを考慮しながら、無作為に抽出しました。

ウ 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳受給者から障がいの程度や年齢などを考慮しながら、無作為に抽出しました。

エ 難病患者

特定医療費（指定難病）医療受給者証の受給者から、年齢などを考慮しながら無作為に抽出しました。

② 前記のアからエにより抽出された方の家族や介護人

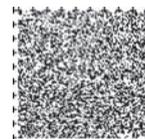
(2) 調査の期間

① 調査の基準日

平成27年7月1日現在

② 調査の時期

平成27年7月10日から平成27年7月31日



(3) 調査方法

① 調査票の配付および回収の方法

調査票は、郵送により配付しましたが、視覚障がい者には、拡大版の調査票を送付し、希望する方には点字版または録音版の調査票を送付する旨の案内（点字版）を同封しました。

調査票の回答については、プライバシー保護の観点から無記名による記入とし、返信用封筒を同封して郵送により回収しました。

② 調査票の記入

障がいのある人用の調査票は、原則として本人が記入することとしましたが、対象者の障がいの状況や年齢などにより記入ができない場合は、家族などの代筆としました。なお、代筆する際には、調査票に本人との関係について明記することとしました。

3 集計の方法

調査票の各設問については、設問に回答がない場合は「無回答」として集計し、回答の不要な設問に回答した場合は、集計対象から除外しました。

4 回収の結果

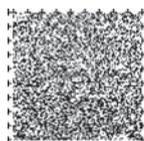
障がい別の集計結果は、以下のとおりです。

(単位：人，%)

	総数	対象者数	回答者数	回答率
身体障がい児・者	13,488	700	267	38.1
知的障がい児・者	2,615	1,360	520	38.2
精神障がい児・者	2,410	1,250	490	39.2
難病患者	1,861	820	286	34.9
合計	20,374	4,130	1,563	37.8

※ 障がい者の総数は、平成27年4月1日現在

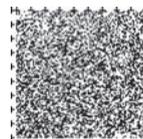
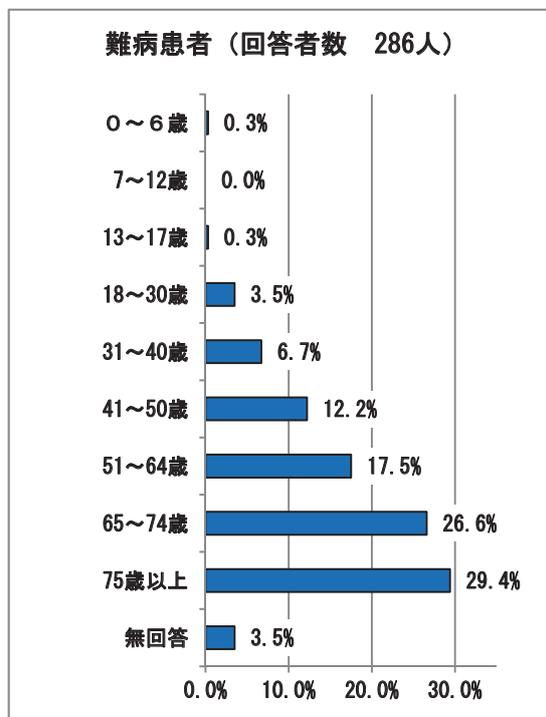
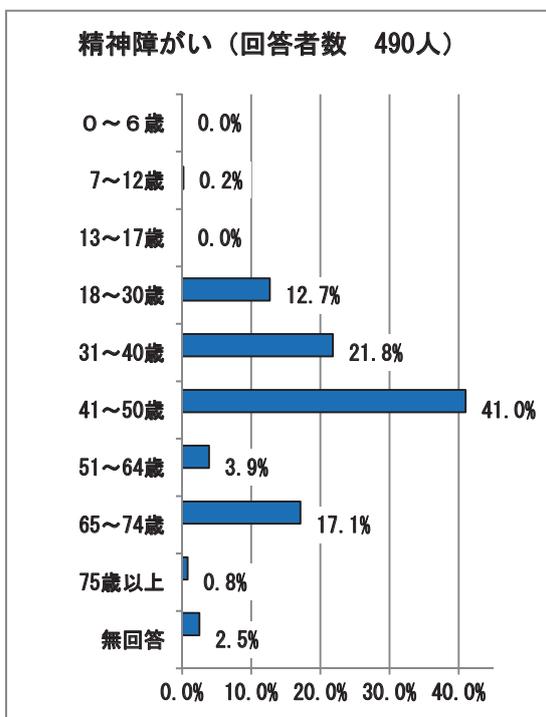
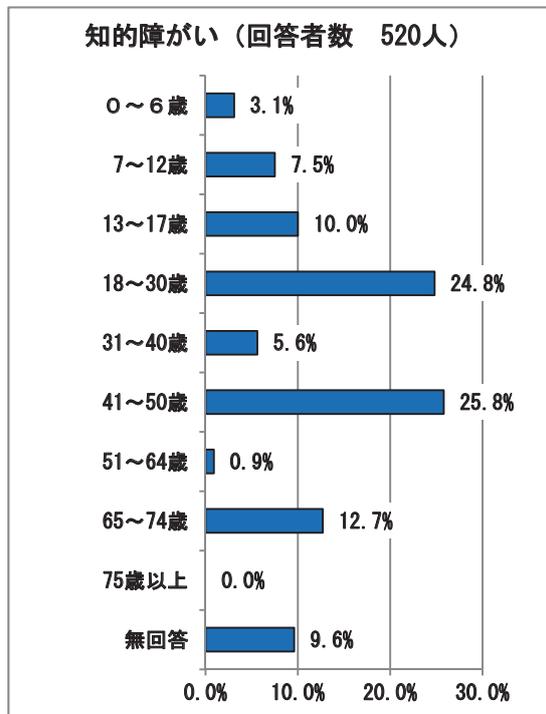
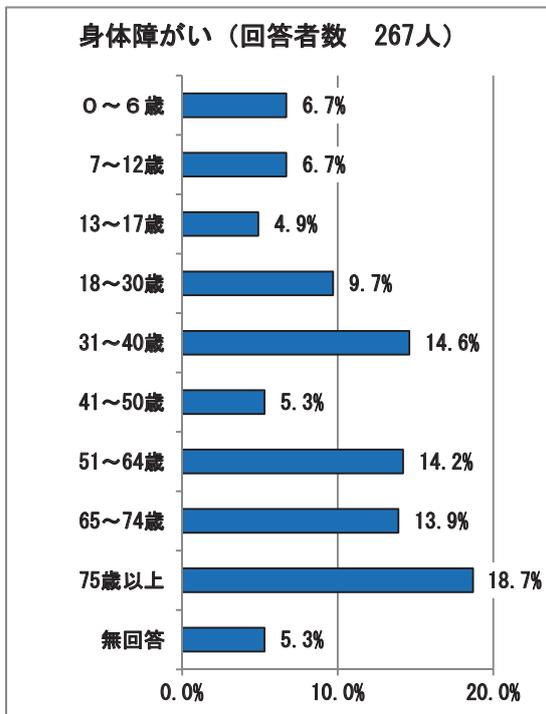
※ 難病患者は、特定医療費（指定難病）医療受給者証の受給者



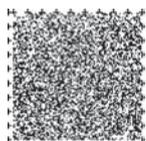
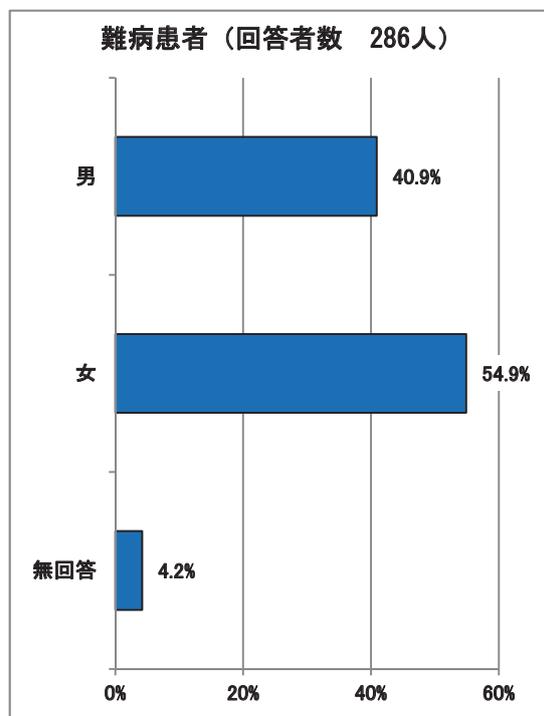
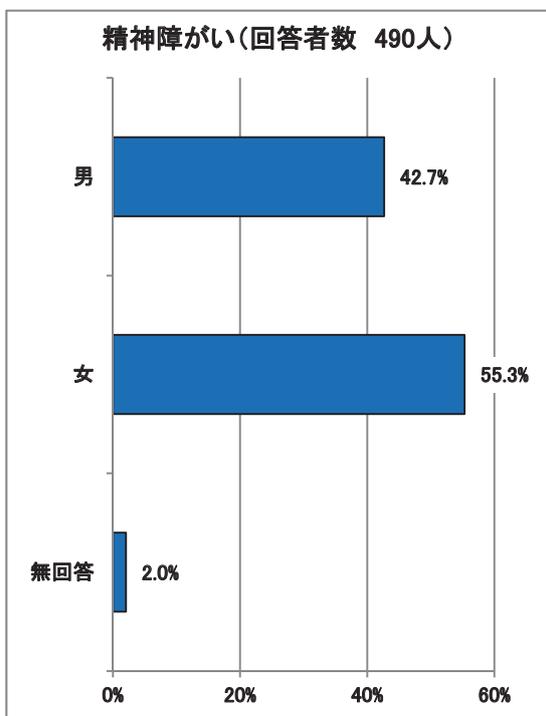
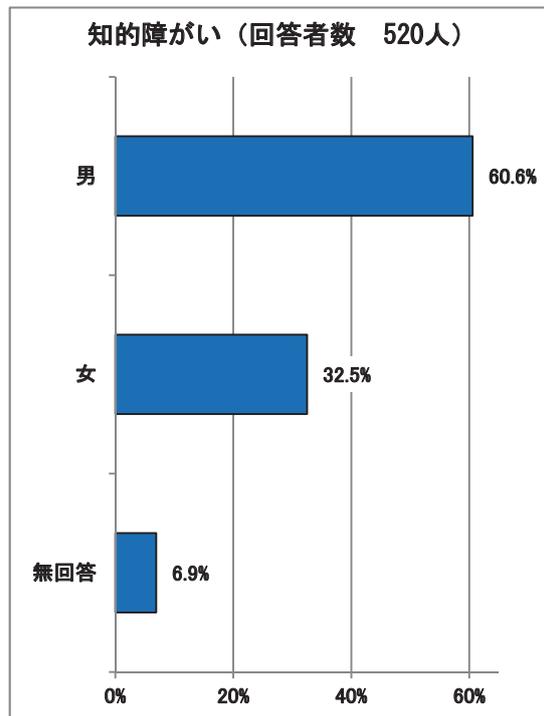
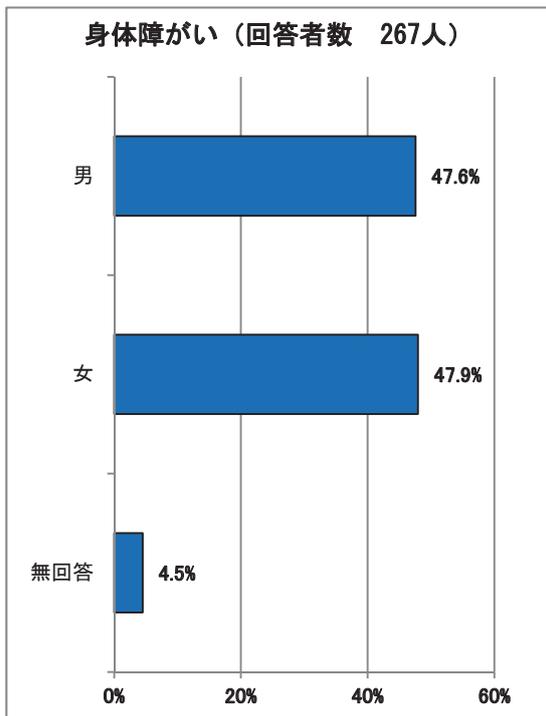
5 総括事項

(1) 障がいのある人

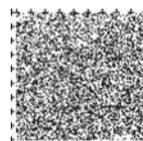
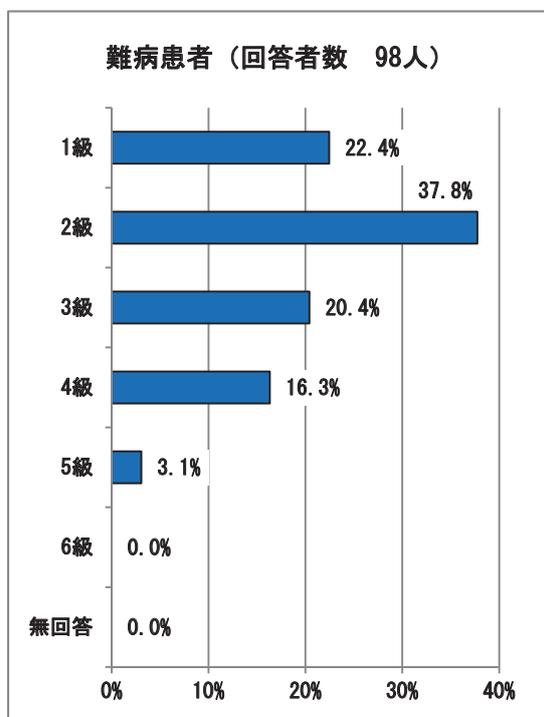
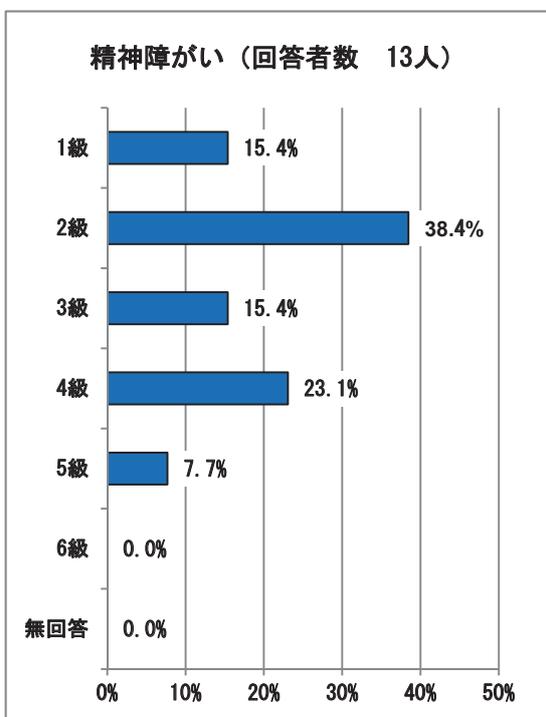
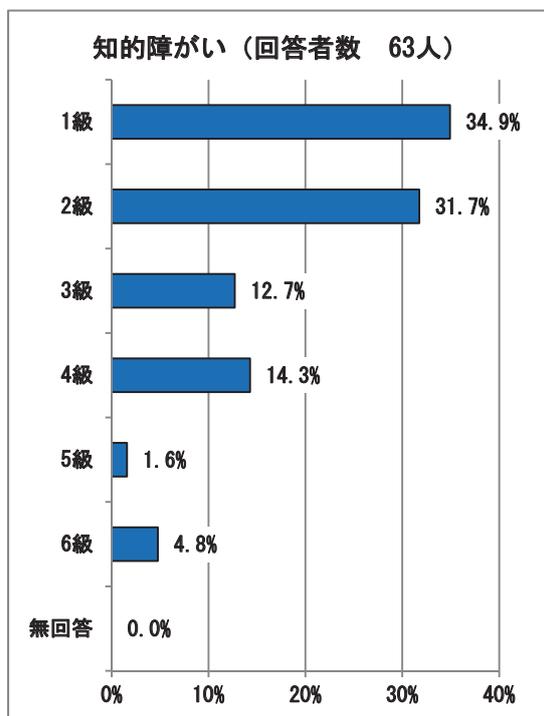
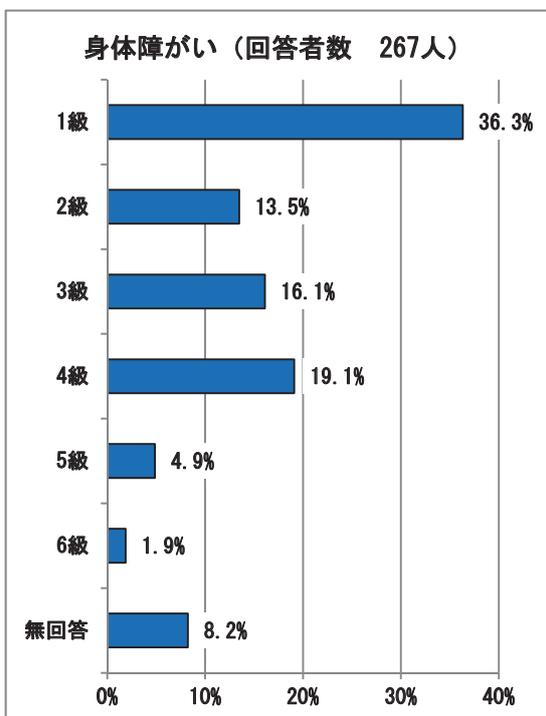
① 年齢



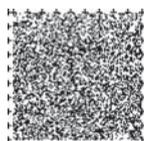
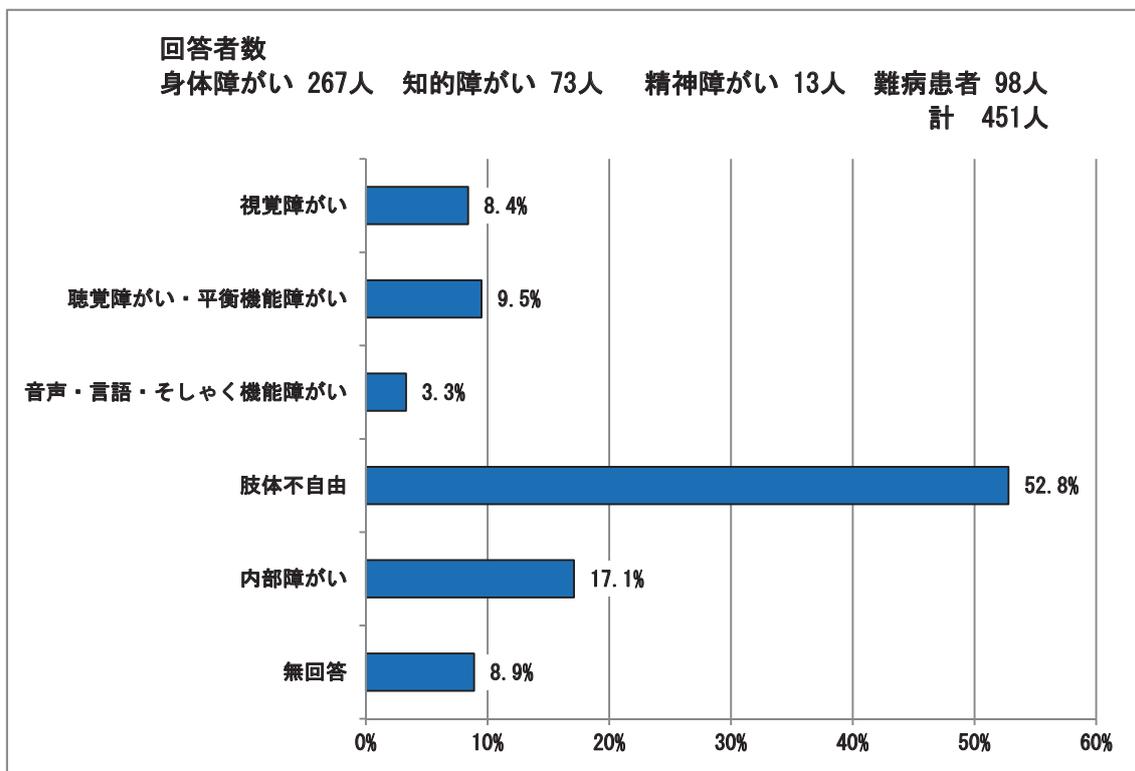
② 性別



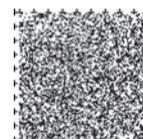
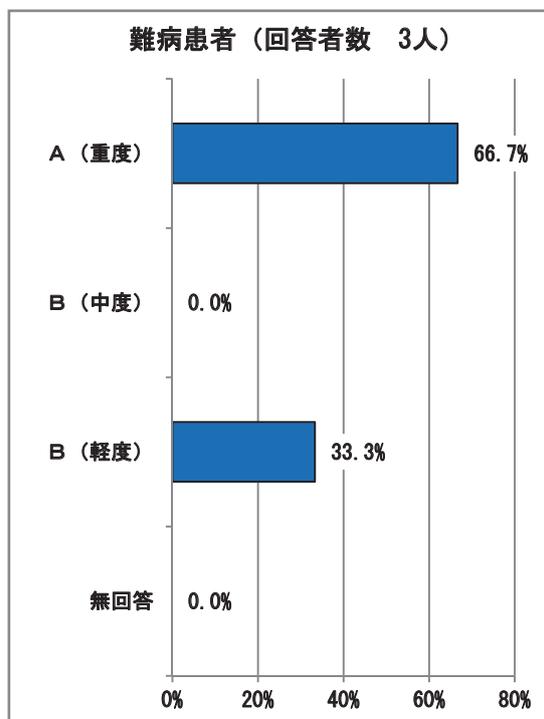
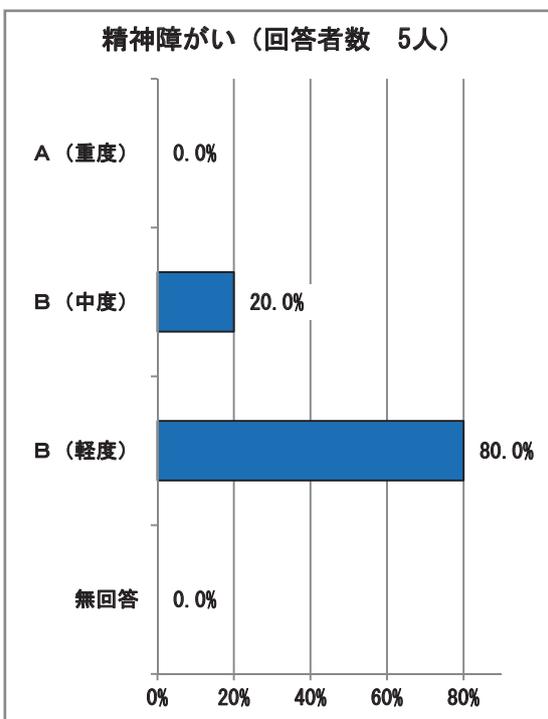
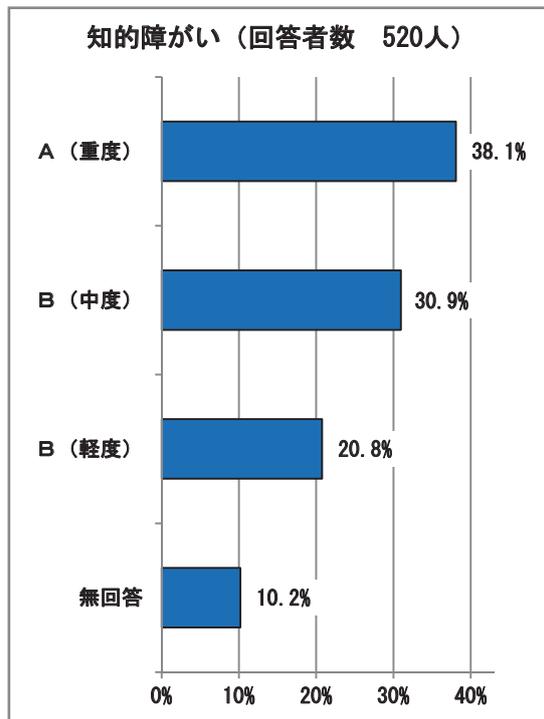
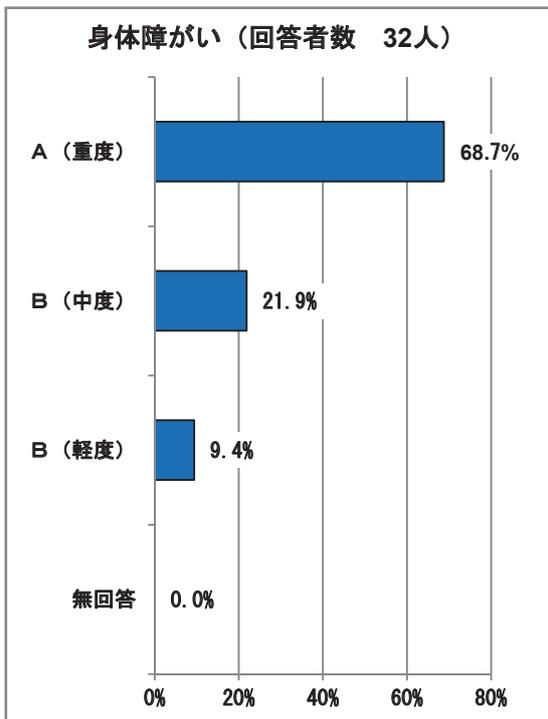
③ 障がいの程度など
ア 身体障害者手帳の等級



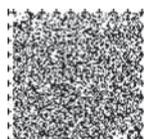
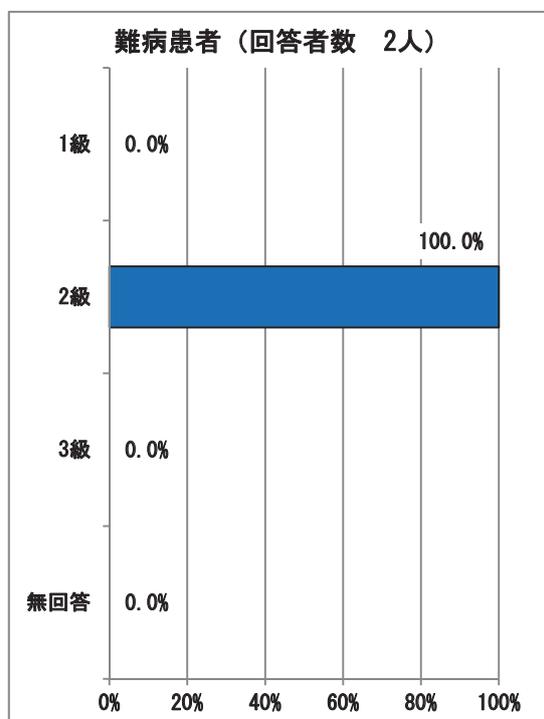
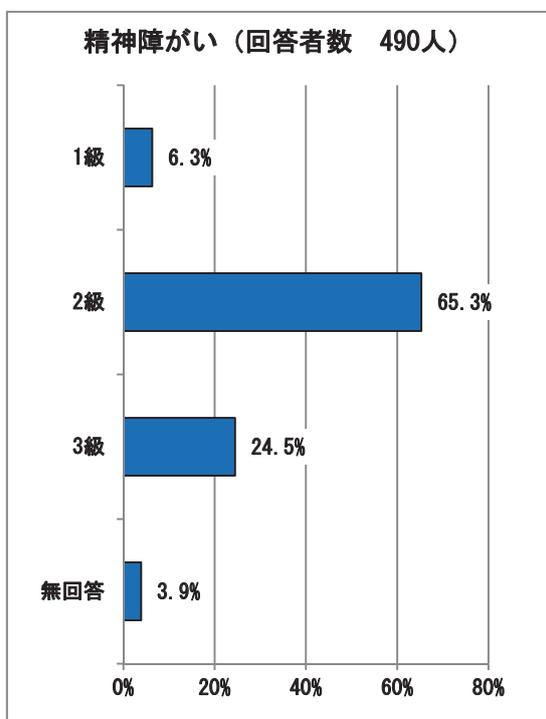
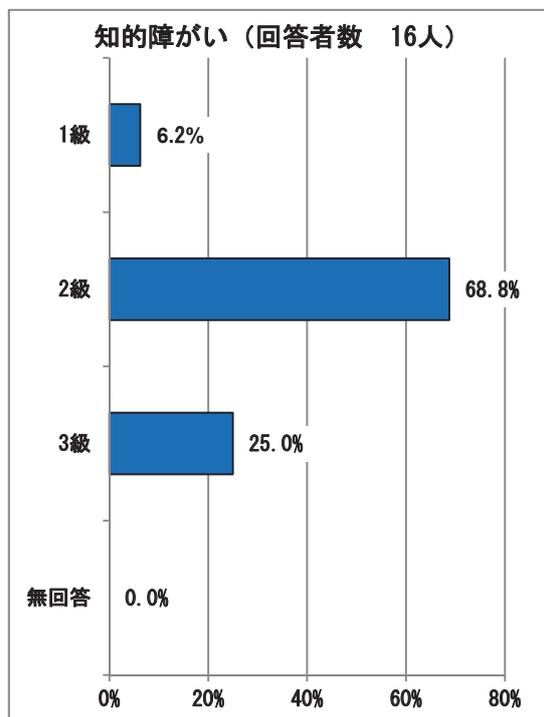
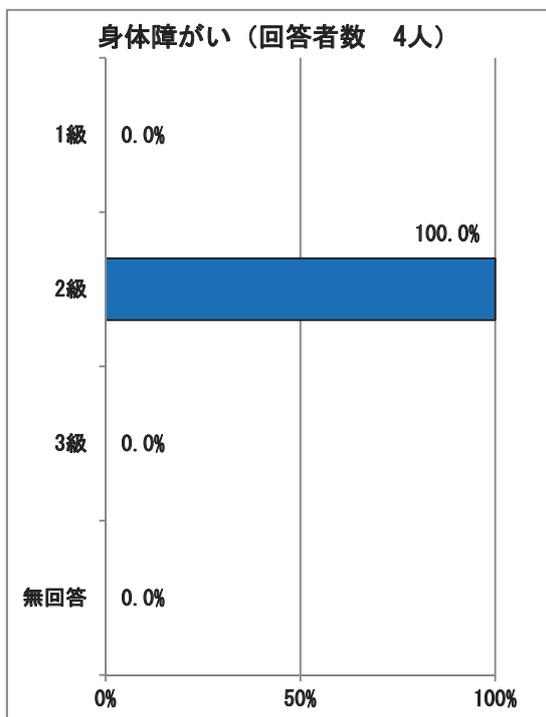
イ 身体障害者手帳の障がいの種類



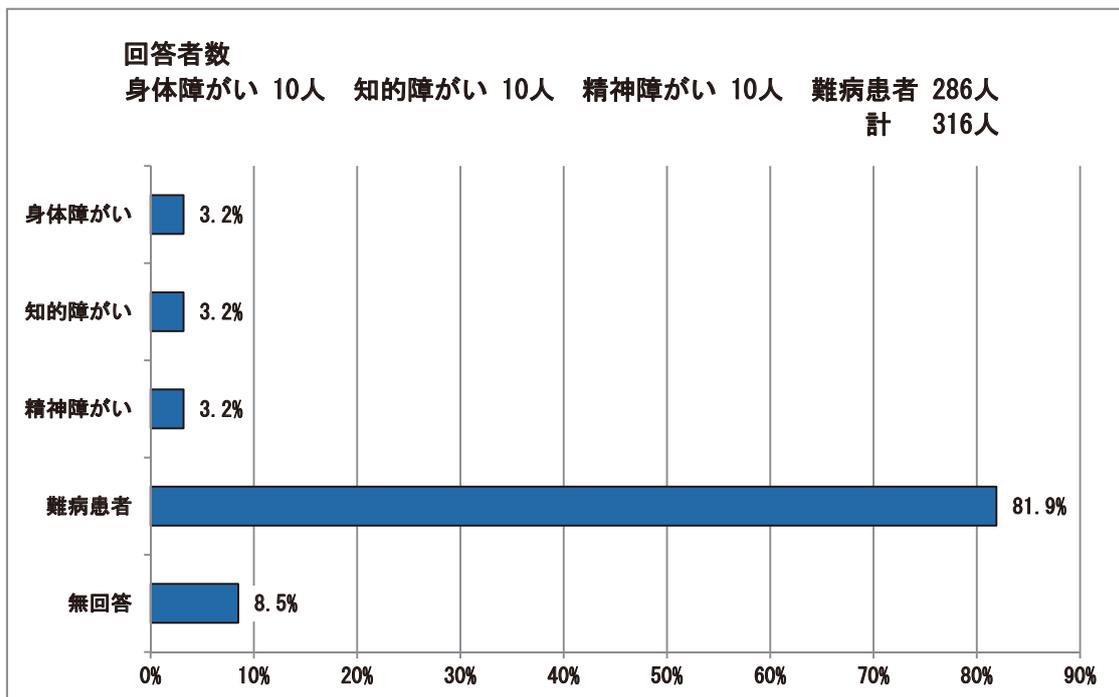
ウ 療育手帳の障がいの程度



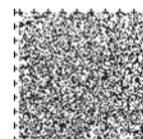
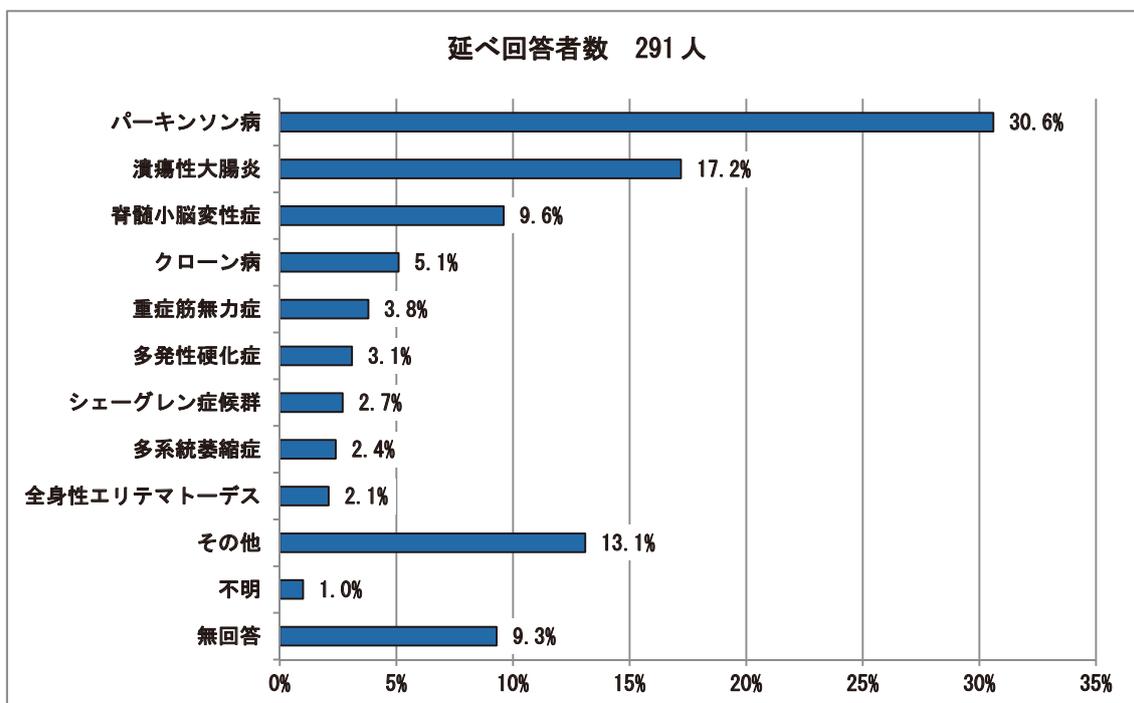
エ 精神障害者保健福祉手帳の等級



オ 難病による特定医療費(指定難病)医療受給者証

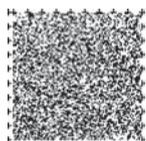
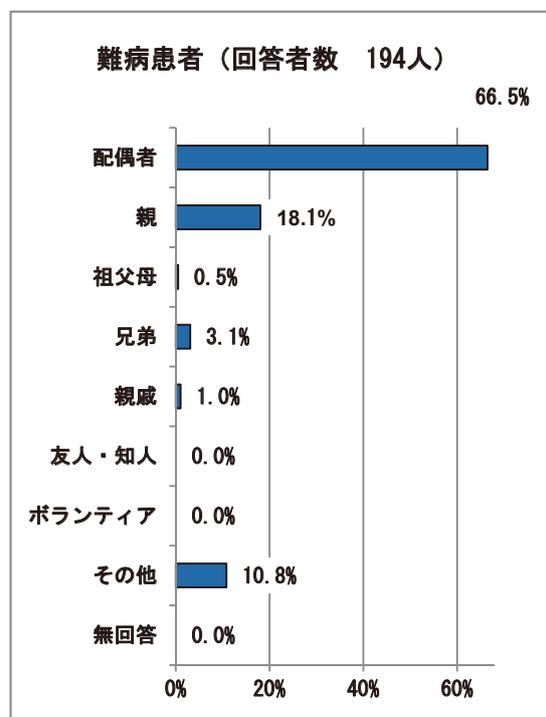
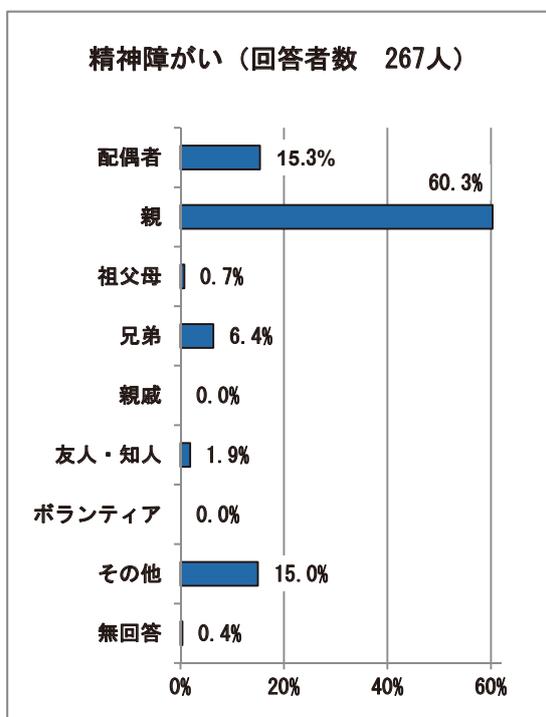
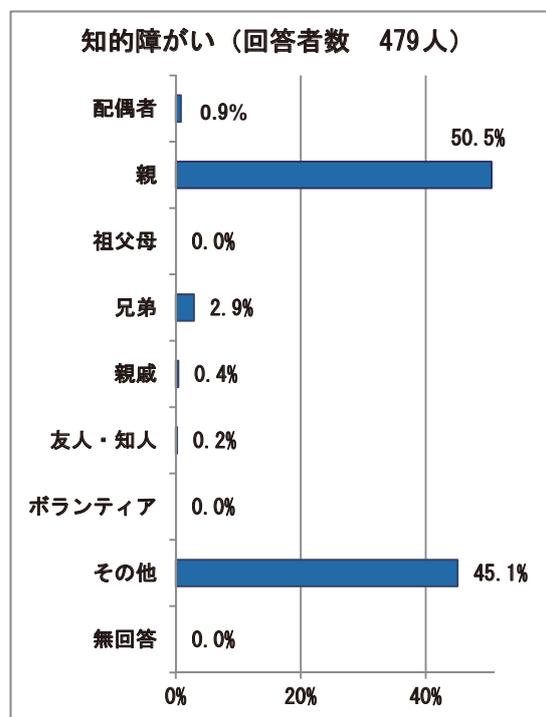
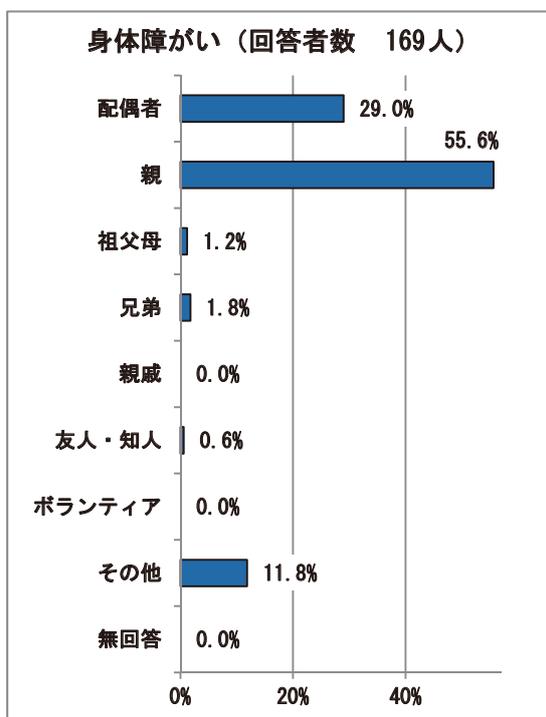


難病患者の難病の内訳

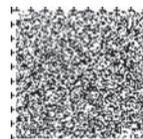
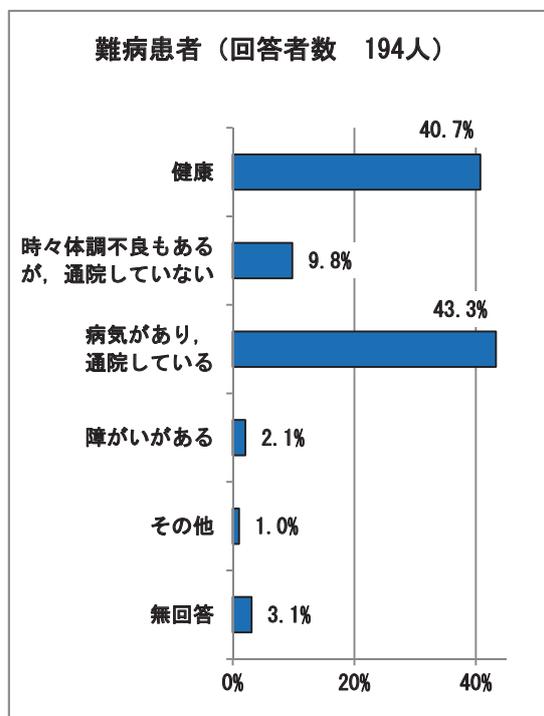
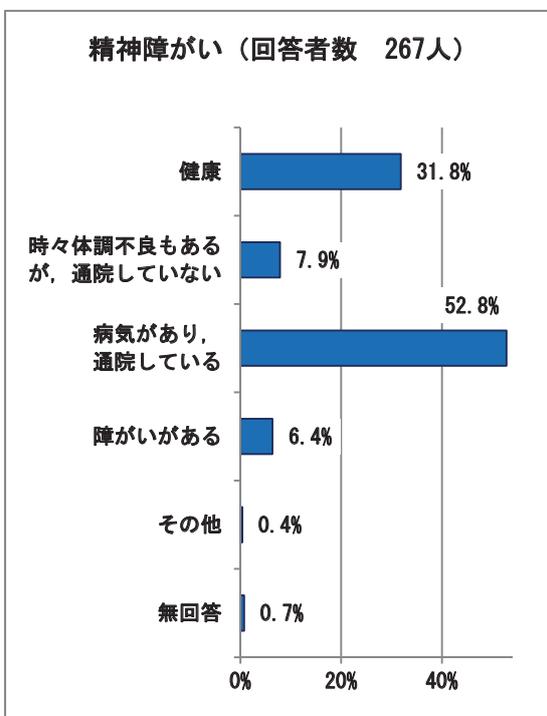
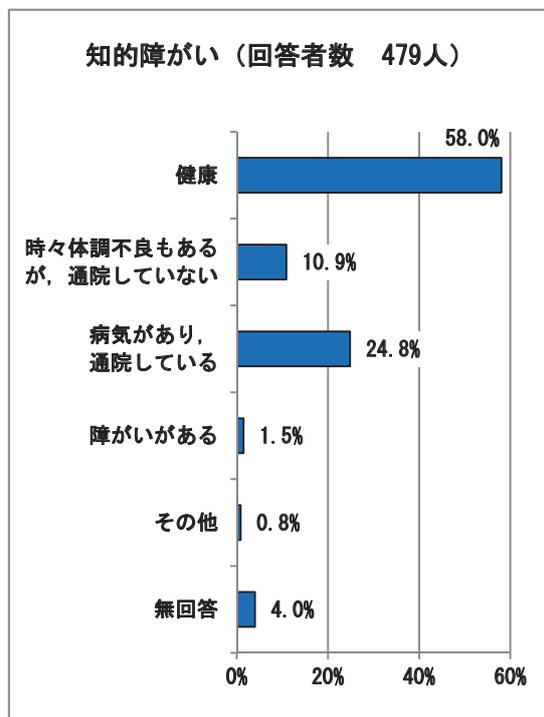
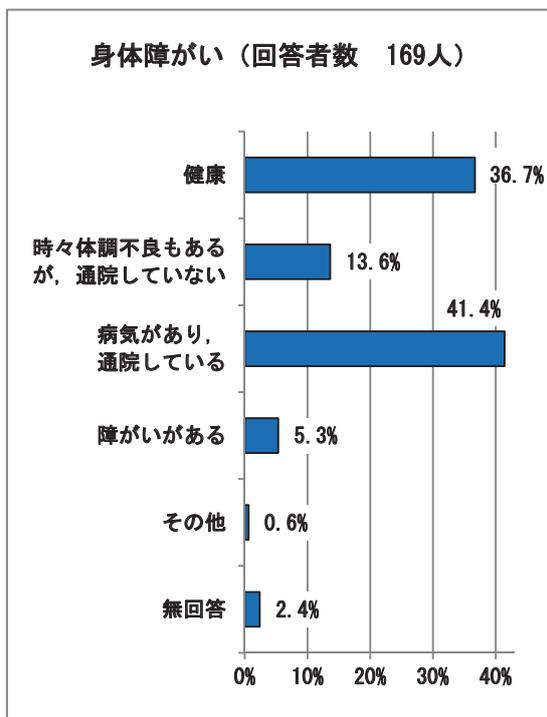


(2) 家族・介護人

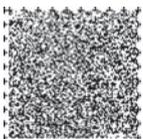
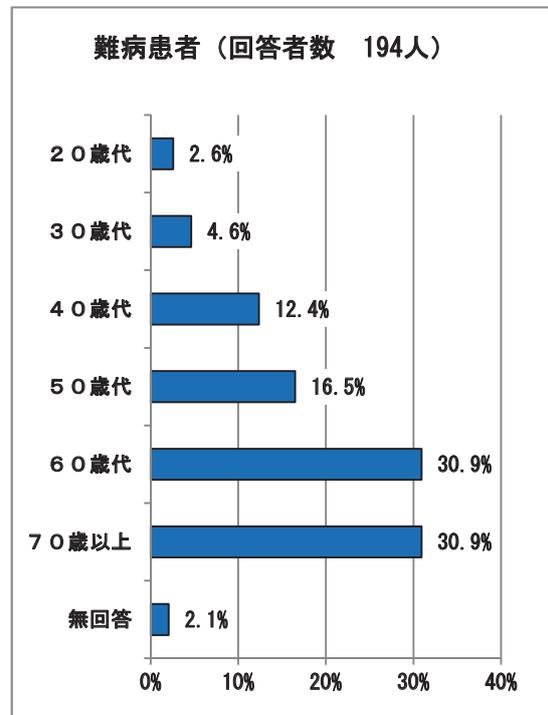
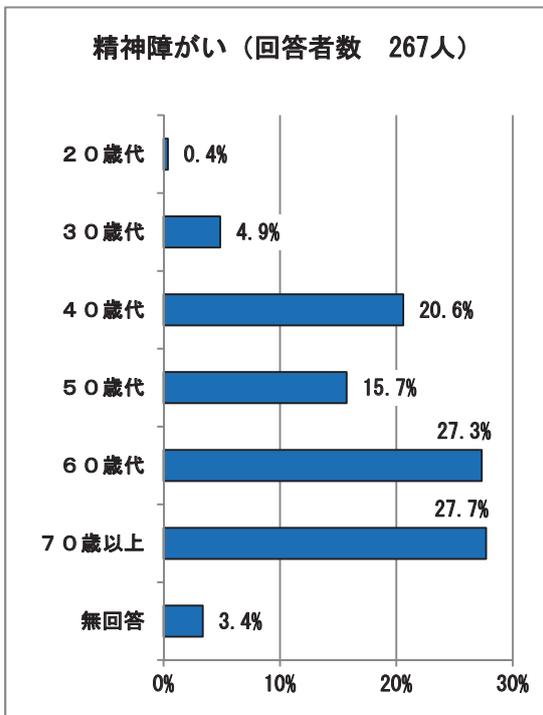
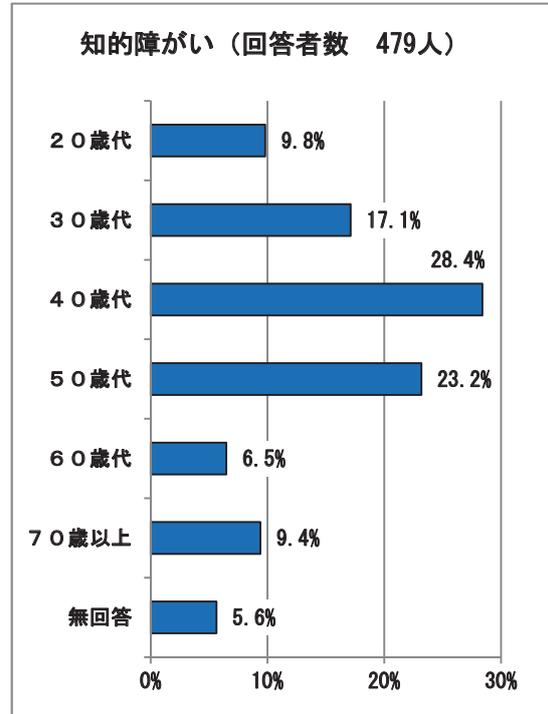
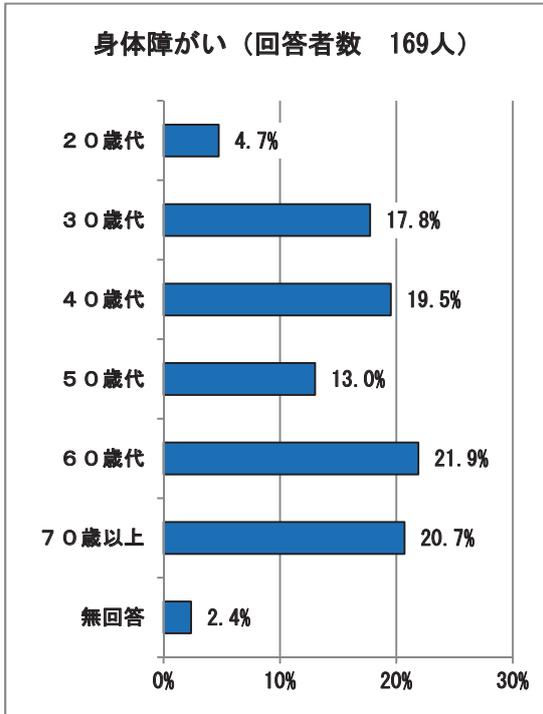
① 障がいのある方との関係



② 介護人の健康状態



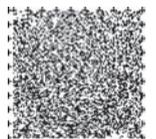
③ 介護者の年齢



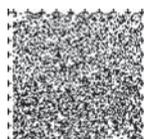
6 調査項目

(1) 障がいのある人

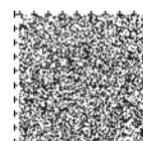
分類	項目
基本属性	○障がいのある人の年齢・性別・障がいなどが発生した時期
	○手帳の種類および受給者証，障がいの種類
	○障がいの等級，疾病名
	○手帳や受給者証の交付時期，または障がいの診断時期
	○身体障害者手帳の障がいの種類，等級，その原因
日常生活	○一緒に暮らしている人
	○日常生活動作（ADL）と手段的日常生活動作（IADL） <ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要性 ・主な介護者 ・介護者の健康状態 ・介護者の年齢
	○住まい <ul style="list-style-type: none"> ・現在の暮らしている場所 ・不便な場所の有無とその場所 ・改修の有無 ・改修の予定 ・将来暮らしたい場所
	○日中の過ごし方 <ul style="list-style-type: none"> 〈就学前の人〉 <ul style="list-style-type: none"> ・日中過ごしている場所 ・療育，教育内容の満足度 ・満足していない理由 〈就学年齢の人〉 <ul style="list-style-type: none"> ・日中過ごしている場所 ・放課後過ごしている場所 ・学校生活での心配ごとや悩んでいること ・卒業後の将来の進路 〈学校卒業後の人〉 <ul style="list-style-type: none"> ・日中過ごしている場所



分 類	項 目
社会参加	<p>○外出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通院，通所，通勤，通学以外の外出の頻度 ・ 外出時の介護者の有無と外出手段 ・ 外出時に困っていること ・ 不便と感じたところ ・ 通院のための外出の頻度 ・ 通院時の介護者の有無と外出手段 ・ 通院時に困っていること <p>○余暇活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 余暇の過ごし方と必要な手助け ・ 今後やってみたいスポーツやレクリエーション等 ・ ボランティアの利用の有無 ・ ボランティアを利用した内容 ・ ボランティアを利用しなかった理由 ・ ボランティア活動への参加
相談機関	<p>○相談ごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在や今後における心配や不安 ・ 難病の病気についての心配や不安（難病の人対象） ・ 気軽に相談できる相手や機関の有無 ・ 相談相手や相談機関 ・ 相談相手や相談機関への希望
雇用・就労	<p>○仕事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労の有無 ・ 雇用形態 ・ 勤め先の種類 ・ 週あたりの勤務時間 ・ 職種 ・ 就労期間 ・ 月あたり就労実日数と収入 ・ 仕事への満足度 ・ 満足していない理由 ・ 仕事をしていない理由 ・ 希望する雇用形態 ・ 希望する職種 ・ 就労するために必要な環境



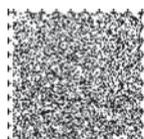
分 類	項 目
障がい福祉 サービス	○訪問系サービス <ul style="list-style-type: none"> ・利用の有無 ・利用サービスの量（週あたりの時間数と回数） ・満足度 ・満足していない理由 ・利用しない理由 ・今後の利用希望
	○短期入所 <ul style="list-style-type: none"> ・利用の有無 ・利用サービスの量 （1年間の利用回数，1回の平均利用日数） ・満足度 ・満足していない理由 ・利用しない理由 ・今後の利用希望
	○日中活動系サービス <ul style="list-style-type: none"> ・利用の有無 ・利用サービスの量（利用日数と1回の平均利用時間数） ・満足度 ・満足していない理由 ・利用しない理由 ・今後の利用希望
	○居住系サービス <ul style="list-style-type: none"> ・利用の有無 ・満足度 ・満足していない理由 ・利用しない理由 ・今後の利用希望
介護保険制度 (40歳以上人)	○介護保険 <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の申請の有無 ・要介護度 ・介護保険制度の利用の有無



分 類	項 目
障がい児通所等サービス	<input type="checkbox"/> 障がい児通所等サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用の有無 ・ 利用サービスの量（利用日数と1回の平均利用時間数） ・ 満足度 ・ 満足していない理由 ・ 利用しない理由 ・ 今後の利用希望
その他制度等	<input type="checkbox"/> 成年後見制度 <input type="checkbox"/> 障がい者虐待防止センター <input type="checkbox"/> 差別・虐待の防止などに必要だと思うこと <input type="checkbox"/> 市や福祉サービスなどの情報入手方法 <input type="checkbox"/> 事故・災害時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報や避難時の対応 ・ 避難場所までの同行者 <input type="checkbox"/> 各種保健・福祉サービスについて

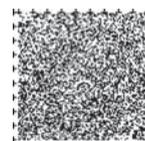
(2) 家族，介護人

分 類	項 目
障がいのある人の状況	<input type="checkbox"/> 介護している障がいのある人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手帳の種類，受給者証，障がいの種類 ・ 障がいの等級，疾病名 ・ 身体障がいの種類（身体障がいの場合のみ）
家族・介護人の状況	<input type="checkbox"/> 障がいのある人との関係 <input type="checkbox"/> 障がいのある人との同居について <input type="checkbox"/> 家族，介護人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態 ・ 年齢 ・ 就労の有無
相談機関	<input type="checkbox"/> 相談ごと <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の心配，困っていること ・ 障がいのある方の将来の生活についての心配や不安 ・ 気軽に相談できる相手や機関の有無 ・ 相談相手や相談機関 ・ 相談相手や相談機関への希望
将来の住まい	<input type="checkbox"/> 障がいのある人に将来暮らしてほしい場所



○ 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成 27 年 6 月 16 日	・ 第 1 回 函館市障がい者計画策定推進委員会開催 【計画策定の趣旨，実態調査内容の検討など】
7 月	・ 「平成 27 年度函館市障がい児・者実態調査」の実施
8 月 25 日	・ 第 2 回 函館市障がい者計画策定推進委員会開催 【現計画の実施状況とその評価】
9 月 29 日	・ 第 3 回 函館市障がい者計画策定推進委員会開催 【実態調査の結果とその分析】
10 月 28 日	・ 第 4 回 函館市障がい者計画策定推進委員会開催 【計画素案のたたき台に係る協議など】
11 月 26 日	・ 第 5 回 函館市障がい者計画策定推進委員会開催 【計画素案のたたき台に係る協議など】
平成 28 年 1 月 18 日	・ 政策会議に計画（案）の報告，協議
1 月 27 日	・ 第 6 回 函館市障がい者計画策定推進委員会開催 【計画（案）に係る協議】
2 月 4 日	・ 市議会民生常任委員会に計画（案）の報告，協議
2 月 8 日	・ 計画（案）に対するパブリックコメント（意見公募） の実施（計画（案）を本庁・支所で配付，市のホームページに掲載）
3 月 17 日	・ 市議会民生常任委員会にパブリックコメントの実施 結果報告 ・ パブリックコメントの実施結果の公表



○ 函館市障がい者計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における、障がい者基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に規定する市町村障害者計画をいう。）および障がい福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市障がい者計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市の障がい保健福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。

3 委員のうち1人は、公募による者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1人および副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の会議の議長となる。

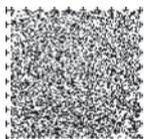
3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。



(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

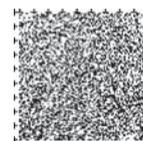
附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

○ 函館市障がい者計画策定推進委員会委員名簿 (平成28年1月27日現在)
[五十音順]

氏 名	所 属 団 体 等
植 松 良 実	函館公共職業安定所 統括職業指導官
貝 森 とも子	函館市民生児童委員連合会 障がい者福祉部会長
河 村 吉 造	函館地域障害者自立支援協議会 委員
川 村 和加子	函館精神障害者家族会愛泉会 会長
熊 谷 儀 一	函館市社会福祉協議会 理事
小 島 洋 一	函館市ボランティア連絡協議会 理事
◎佐 藤 秀 臣	函館市身体障害者福祉団体連合会 会長
島 信 一 朗	函館市身体障害者福祉団体連合会 副会長
相 馬 ミエ子	函館手をつなぐ親の会 会長
○谷 川 忍	函館特別支援教育研究会 副会長
萩 沢 正 博	函館市医師会 副会長
廣 畑 圭 介	北海道教育大学教育学部函館校 講師
本 間 豊 子	一般公募
松 田 由美子	北海道難病連函館支部 事務局長
松 森 美世子	障害児・者を守る函館地区連絡協議会 会長

◎は会長，○は副会長を示す。



○ 用語の解説

【か行】

学習障がい（LD）

基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難がある状態。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援体制の強化の取組み、相談などの業務を総合的に行う機関。

健康はこだて21

食事や運動、喫煙などの生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病を予防して、健康寿命の延伸をめざす、健康づくり計画。

公共職業安定所

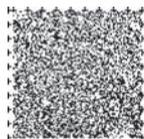
就職を希望する人に対して、就職についての相談・指導、求職の登録など、求職の受付や各種職業の紹介、雇用に関する国の助成金・補助金の申請などのサービスを提供する機関。

高次脳機能障がい

病気や交通事故など、様々な原因によって脳に損傷をきたしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能の障がい。

広汎性発達障がい

社会性に関連する脳の領域に係る発達障がいの総称。自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット症候群など。



【さ行】

支援費制度

行政が施設入所・居宅サービスの内容や事業者を決定していた「措置制度」を改め、平成15年4月に導入された、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、施設や事業者との対等な関係に基づき、障がいのある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みで、平成18年4月の障害者自立支援法の施行により廃止された。

指定難病

難病のうち、患者数が我が国において人口のおおむね0.1%に達しておらず、かつ、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっているという要件を満たすものであって、患者の置かれている状況からみて、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定する疾病。

指定難病の患者またはその保護者は、指定難病の医療費の支給に係る申請をすることができる。

児童相談所

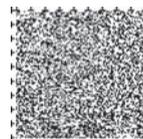
児童福祉法に基づき都道府県および指定都市が設置する、児童に関する総合的な相談・判定機関であり、各般の相談に応じて調査・判定や、必要な助言、指導を行う。また、児童養護施設、障害児入所施設など児童福祉施設への入所措置を行う機関。

自閉症スペクトラム（ASD）

自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障がいが含まれる。症状の強さに従って、いくつかの診断名に分類されるが、本質的には同じ一つの障がい単位だと考えられている。相互的な対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、興味や行動の偏り（こだわり）の3つの特徴が現れる。

〈自閉症〉

対人関係（社会性）の障がいやコミュニケーションの障がいおよび限定した常同的な興味、行動および活動の3つを特徴とする障がい。



〈アスペルガー症候群〉

対人関係の障がいがあり，限定した常同的な興味，行動および活動という特徴があり，明らかな言語発達や認知の発達の遅れを伴わない障がい。

〈その他の広汎性発達障がい〉

アスペルガー症候群や自閉症の診断基準を満たさないさまざまな知的障がい，行動障がい，社会的関係上の問題が含まれる場合に適用。

市民後見

成年後見制度に関し，一定の研修を受けた社会貢献への意欲や倫理観の高い市民が家庭裁判所の選任を受け，後見などの業務を担うこと。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営むうえで妨げとなるような，さまざまな事柄や物，制度，習わし，物事に対してもつ考え方など。

自立支援医療

心身の障がいを軽減するための下記の医療について，医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

〈更生医療〉

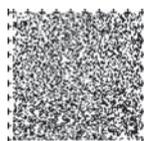
18歳以上の身体障がい者で，その障がいを除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる医療。

〈育成医療〉

18歳未満の身体に障がいを有する児童（障がいに係わる医療を行わないときは，将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で，その障がいを除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる医療。

〈精神通院医療〉

精神疾患のある人の，通院による継続的な精神医療。



自立支援協議会

福祉, 医療, 教育, 雇用などに関する関係機関や関係団体などで構成し, 障がいのある人の生活を支えるため, 困難事例への対応についての協議や地域の関係機関によるネットワークの構築などを行う機関。

周産期母子医療センター

周産期（妊娠満22週から生後7日未満まで）を対象とした医療施設で産科と新生児科の両方を備え, 産科医療機関などからの搬送患者を受け入れる高度・専門的な医療機関。

授産製品

障がいのある人が地域において一般企業等への就労など自立した生活を営めるよう, 障がい福祉サービス事業所において行っている作業訓練の一環として障がいのある人が製作した製品。

障害者基本法

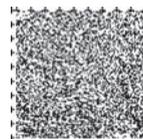
国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに, 医療, 介護, 年金, 教育, 療育, 雇用, 生活環境の整備など, 障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め, 障がい者の自立と社会, 経済, 文化, その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し, 「完全参加と平等」をめざすことを目的として制定された法律。

障がい者虐待防止センター

障がい者虐待にかかわる通報や届出, 相談を受けて, 事実確認や対応などを協議し, 解決に向けた支援などを行う機関。

障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待の禁止, 予防および早期発見などの虐待の防止に関する国等の責務, 虐待を受けた障がい者に対する保護および自立の支援のための措置, 養護者に対する支援のための措置などを定めることにより, 障がい者虐待の防止, 養護者に対する支援などに関する施策を推進し, 障がい者の権利利益の擁護に資することを目的として制定された法律。



障害者雇用促進法

事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図ることを目的として制定された法律。

障害者差別解消法

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

障害者支援施設

障がいのある人に対して、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓練」または「就労移行支援」を行う施設。

障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育などの関係機関の連携拠点として、就業面および生活面における一体的な相談支援を実施する機関。

障害者総合支援法

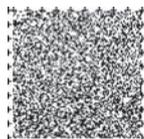
障害者自立支援法を改正し、日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の理念として掲げ、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや障害支援区分の創設などを規定した法律。

障害者相談支援センター

障がいのある人の相談に応じ、福祉サービス等の利用援助や各種支援施策に関する助言、指導などおよび権利擁護のため必要な援助を行う機関。

障害者トライアル雇用

ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介により、就職が困難な障がいのある人を一定期間雇用することにより、その適性或業務遂行の可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進することにより、障がいのある人の早期就業の実現や雇用機会の創出を図る制度。



障害者の権利に関する条約

平成18年12月、第61回国連総会において、教育、労働、社会保障などの社会のあらゆる分野において、障がい者を理由とする差別を禁止し、障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定し、採択された人権条約。

障害者優先調達推進法

障害者就労施設で就労する障がい者や、在宅で就業する障がい者などの経済的な自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際に、障害者就労施設などからの優先的・積極的な購入を推進することを目的として制定された法律。

障がい福祉サービス

障害者総合支援法において、自立支援給付のうち介護給付および訓練等給付の下記のサービス。

〈居宅介護〉

入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行うサービス。

〈重度訪問介護〉

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行うサービス。

〈同行援護〉

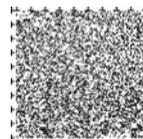
視覚に障がいのある人に、外出時の移動の支援や外出時において必要な視覚的情報の支援などを行うサービス。

〈行動援護〉

行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や、危険回避のための援護を行うサービス。

〈重度障害者等包括支援〉

介護の必要度がとても高い人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供するサービス。



〈短期入所〉

介護している人の病気などのため、一時的に介護を受けることができない時に、施設に短期間入所するサービス。

〈療養介護〉

病院などの施設において、機能訓練や療養上の管理，看護，介護，日常生活上の援助などを行うサービス。

〈生活介護〉

主に日中に障害者支援施設などで介護サービスや，創作的活動の提供などを行うサービス。

〈施設入所支援〉

障害者支援施設において，夜間や休日に入浴，排せつ，食事などの介護，生活などに関する相談・助言のほか，必要な日常生活上の支援などを提供するサービス。

〈自立訓練〉

身体機能や生活能力向上のための訓練を，一定期間の支援計画に基づき行うサービス。

〈就労移行支援〉

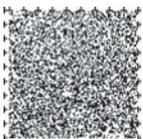
一般就労を希望する人に，知識や能力向上のための訓練などを一定期間の支援計画に基づき行うサービス。

〈就労継続支援〉

一般企業などで雇用されることが困難な人に，働く場の提供や，知識や能力向上のための訓練を行うサービス。

〈共同生活援助〉

夜間や休日，共同生活を行う住居で，相談や日常生活上の援助または，入浴，排せつ，食事の介護などを行うサービス。



小児慢性特定疾病

その疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、およびその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして、厚生労働大臣が定める疾病。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がい者が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者。

身体障がい

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいい、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能の障がい、肢体不自由、内部機能の障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）の五つに分類される。

身体障害者相談員，知的障害者相談員

身体障がいまたは知的障がいのある人の更生援護に係わる相談に応じ、必要な援助を行うとともに、身体障がいまたは知的障がいのある人の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力などを行う相談員。

身体障害者手帳

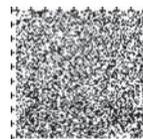
身体障害者福祉法に定める身体上の障がいのある人に対して交付される手帳。障がいの程度により、1級から6級までの手帳が交付される。

身体障害者補助犬

身体障害者補助犬法に基づき、障がい者（視覚・肢体不自由・聴覚）の日常生活を支援するため訓練された犬。

〈盲導犬〉

視覚障がいのある人が道路などで安全に歩行することを助けるため、特別な訓練を受けた犬。



〈介助犬〉

手や足に障がいのある人の日常の生活動作を手助けし、物を拾って渡したり、指示した物を持ってきたり、衣服の着脱の介助などを行う特別な訓練を受けた犬。

〈聴導犬〉

聴覚障がいのある人に、必要な様々な生活音を教える特別な訓練を受けた犬。

精神障がい

統合失調症、気分障がい（うつ病など）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に、本人または家族などの申請に基づいて交付される手帳。障がいの程度により、1級から3級までの手帳が交付される。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなど、判断能力の不十分な人が、財産管理や介護・福祉サービスの利用などの生活に関する契約などの法律行為を行う場合、本人の権利と財産を守り支援するため、各人の判断能力に応じて選任された後見人などが対応する制度。

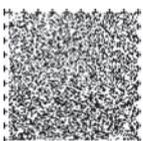
【た行】

地域生活支援事業

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を支援するため、実施している相談支援やコミュニケーション支援などのサービス。

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態。



注意欠如・多動性障がい（ADHD）

発達年齢に見合わない多動性や衝動性あるいは注意持続の欠如，またはその両方を特徴とする行動の障がい。

点字ブロック

正式名称を「視覚障がい者誘導用ブロック」といい，視覚障がい者が足裏の触感覚や白杖で触れることにより認識できるよう表面に突起をつけたり，弱視者がブロックの色と周囲の路面の色とのコントラストにより認識できるよう色が設定されており，視覚障がい者に対する誘導または段差の存在などの警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロック。

特定目的住宅

障がい者，高齢者，母子家庭などを優先入居させることを目的として建設された公営住宅。

特別支援教育

教育上特別な配慮を要する幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち，幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し，そのもてる力を高め，生活や学習上の困難を改善または克服するため，適切な指導および必要な支援を行うもの。

【な行】

内部障がい

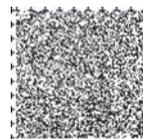
内臓の機能障がいで，身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種で，心臓，じん臓，呼吸器，小腸，ぼうこう，直腸，肝臓の機能障がいとヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの総称。

難病

発病の機構が明らかでなく，かつ，治療方法が確立していない希少な疾病であって，長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病。

難病の患者に対する医療等に関する法律

難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保および難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り，もって国民保健の向上を図ることを目的として制定された法律。



日常生活用具

重度の障がいのある人などが、日常生活を営むために必要な用具。電動ベッド，聴覚障がい者用屋内信号装置，電気式たん吸引器，盲人用時計やストマ用装具など。

ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も同じように社会の一員として，社会の中で生活し，活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

ノーマリー教室

ノーマライゼーションの理念を理解してもらうため，主に小・中学校などにおいて実施するノーマライゼーションの体験学習。

【は行】

函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画

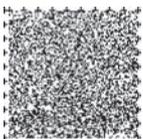
いつまでも健康で生きがいを持ち，安心して生活できる社会をめざすことを基本理念に掲げ，高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める老人福祉法に基づく老人福祉計画となる高齢者保健福祉計画と，介護保険の各種サービスの見込量などを定める介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定した計画。

函館市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき，地域の実情に応じて，幼児期における質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう，提供体制の確保の内容やその実施時期などを定めるとともに，次世代育成支援対策推進法に基づき，すべての子どもとその家庭，地域，学校，企業，行政などすべての個人や団体を対象として，市が今後進めていく次世代育成支援施策の方向性や目標量などについて総合的に策定された計画。

函館市成年後見センター

認知症や知的障がい，精神障がいなど，判断能力の不十分な人を対象に，成年後見制度の相談から利用に至るまでのワンストップ窓口となるほか，市民が後見業務の新たな担い手として活動できるよう人材育成や活動支援を行うなど，成年後見制度の利用促進を図ることを目的とした機関。



函館市地域福祉計画

誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、住民・地域・行政が地域福祉の理念を共有しながら、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題に協働して取り組み、共に支えあう地域社会を構築するため、すべての市民を対象として策定した計画。

函館市福祉のまちづくり条例

すべての市民が地域で共に支え合いながら、安心して暮らすことができ、自らの意思で自由に行動し、広く社会活動に参加できる地域社会を実現するため、ソフト・ハード両面のあらゆる環境の整備にみんなで力を合わせ取り組んでいくために制定した条例。

発達障がい

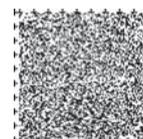
発達障がいは、いくつかのタイプがあり、自閉症スペクトラム、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）などが含まれる。生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるため、幼児のうちから症状が現れ、成長するにつれ、自分自身のもつ不得手な部分に気付くこともあり、個人差が大きいという点が特徴でもある。

発達障害者支援センター

発達障がい児（者）とその家族が、豊かな地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児（者）とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行う専門機関。

バリアフリー法

高齢者、障がい者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するため、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するために制定された法律。



福祉サービス苦情処理制度

福祉サービスの苦情について、公正な第三者（福祉サービス苦情処理委員）が、福祉サービスを利用される人の権利利益の擁護と福祉サービスの質の向上を図るため、公平かつ公正な観点で苦情の解決にあたる制度。

福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障がいのある人に、障がい福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のため、必要な訓練を行うこと。

福祉避難所

身体などの状況が、障害者支援施設や特別養護老人ホーム等への入所を要するまでには至らないが、一般的な避難所での避難生活が困難な災害時要援護者のために特別な配慮がなされた避難所。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が、成年後見人などとなり、親族または弁護士等が成年後見人などに就任した場合と同様に、法人が、本人の保護・支援を行うこと。

補装具

障がい者などの身体機能を補完し、または代替する、義肢、装具、車いすなどの用具。

【ま行】

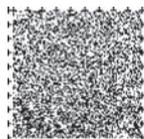
民生委員・児童委員

民生委員は、児童委員を兼ねており、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場にたって相談に応じ、必要な援助を行う、特別職の地方公務員。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍や障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるよう配慮した、環境、建造物、製品、生活空間などをデザインすること。



【ら行】

リハビリテーション

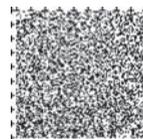
障がいのある人の身体的、精神的、社会的、職業的、経済的に能力を發揮できる状態となるよう、失われた心身の機能の回復を図るだけでなく、内的能力を引き出して家庭や社会への参加を可能にすることにより、障がいのある人の自立と参加をめざす考え方。

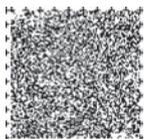
療育手帳

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、何らかの援助を必要とする状態にあると判断された人に対して、交付される手帳。障がいの程度によって、A（重度）またはB（中度、軽度）の手帳が交付される。

レスパイト支援

乳幼児や障がいのある人や高齢者などを在宅で介護している家族などを癒やすため、一時的に介護を代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援のサービス。





第2次函館市障がい者基本計画

平成28年3月発行

発行 函館市

編集 函館市保健福祉部

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL 0138-21-3254 FAX 0138-27-2770

